

神戸市史紀要

# 神戸の歴史

第 29 号

2024(令和 6)年 7 月

〈研究論文〉

戦時・戦後期神戸市における食糧増産の啓発と農園化奨励	村上 しほり	(3)
神戸市における公報と広報紙の発行事務の変遷	岸本 くるみ	(19)

〈報告〉

神戸市内の防空壕調査	山本 雅和	(27)
------------	-------	------

〈資料〉

戦前・戦中期の神戸市組織図	中村 憲司	(43)
---------------	-------	------



## はじめに

神戸市は現在、歴史的に重要な公文書や貴重な地域歴史資料を適切に保存し、広く利用していただくための施設として、「神戸市歴史公文書館」の整備に取り組んでいる。これにあたり、市の基本的考え方を取りまとめた「(仮称)神戸市歴史公文書館整備に向けた基本的考え方」を2022(令和4)年12月に策定した。

神戸市歴史公文書館は、神戸市文書館の市史編纂機能を引き継ぐとともに、新たに神戸市の機関等の非現用公文書を評価選別して、歴史的価値があり後世に残すべき重要な公文書を移管・保存する予定である。

本年度は、文書館の所蔵資料を用いて市政の基礎資料を分析・検討する調査研究を行うとともに、令和5年度に実施した市内の防空壕調査の成果についてとりまとめた。

市民の皆さまをはじめ、多くの方々から忌憚のないご意見をいただければ幸いである。

令和6年7月

神戸市文書館



## 戦時・戦後期神戸市における食糧増産の啓発と農園化奨励

村上しほり

### 1 はじめに

都市空間を土地・建物の総体とみる時、さまざまな対立が普遍的に生じる。戦後都市空間では、多様な主体の利害関係の輻輳を具現化するようにそうした対立が随所に現れた。闇市は、焼け跡や疎開空地、街路・広場等の公共空間を過渡的に用いた露天営業の集積であった。立売りや屋台の青空市場が規模を拡大して、街路を埋めるバラックの連鎖市場へと形態を変える。その無秩序や治安悪化に対し、占領軍と地方行政が取り締まる。筆者は占領下地方都市の闇市を対象にした都市史研究において、それらの都市形成の過程と占領軍の神戸市域への影響を明らかにし、主に戦後の矛盾を来した配給制度が闇市を発生させ、商業集積へと展開していく占領下都市空間の具体相を描いてきた<sup>1)</sup>。

闇市の展開によって生まれた戦後商業・店舗集積には、隣接して菜園・農園としての過渡的な土地利用が存在した。それを目の端に捉えつつ、背景となる時期や所管が異なるためにこれまで十分な検討は適わなかった。戦時期の日本では、配給が滞る状況下で自給自足と都市部の農園化奨励が始まり、戦後にかけて約10年続いた。複雑な戦後都市空間の実態を掴むためには、時局に応じて変化した戦時期神戸の経済統制の経緯や神戸市機構の改組や隣保組織の成立についても正しく捉える必要があるだろう。

日本の市民農園を対象とした先行研究には唐沢の成果<sup>2)</sup>があるが、地方におけるその実

態を取り上げるものはない。欧米では第一次世界大戦期に始まった「戦時農園」のキャンペーンが第二次世界大戦時にも展開され、各国で農園奨励は広がりを見せた。1800年代より展開した西ドイツの市民小農園の国民運動が1919(大正8)年のクラインガルテン法制定に繋がった歴史や法制度の詳細は、戦時下日本でも大いに注目されていた<sup>3)</sup>。そうした時代背景のもと、国民精神総動員運動の一環として空閑地の活用が始まった。

本論では、戦時から戦後の神戸において宅地や公有地を用いた菜園・農園の展開と、その背景となった「食糧増産」の啓発に光を当てる。地方行政の情報発信を通じた、戦時期の空閑地を利用した隣保組織の農園化奨励による都市部の食糧増産に係る啓発の実態解明は、戦後の過渡的な土地利用や市民の食生活のあり方に対する理解に寄与すると考える。そのために、神戸市が戦時期刊行した『神戸市民時報』と戦後に復刊した『神戸市公報』の悉皆調査を行い、食糧増産の啓発と農園化奨励の実態に言及した記事を抽出し、その内容から衣食生活に係る言説の分類、検討を行う。

戦時期に神戸市が発行した『神戸市民時報』を用いた先行研究には、同紙の資料解説を行い、防空活動と町内会隣保組織の実態を論じた岸本<sup>4)</sup>や、民防空体制の構築と防空意識の啓発について論じた洲脇<sup>5)</sup>の成果がある。しかし、これまでの研究は防空の実態解明を主眼に置き、戦時期から戦後の神戸における衣食増産の啓発を取り上げたものはない。また、

戦時・戦後神戸市の第一次産業については『新修神戸市史』<sup>6)</sup>にも記述があるが、通史にとどまり、経済と農政に係る事務を時局の推移と神戸市の組織変遷の関係から捉えるものではない。加えて、戦時・戦後における都市部の農園化と公有地の無断使用に着目した分析も見られない。

『神戸市民時報』は、1921（大正10）年4月5日に創刊した『神戸市公報』に替わって1941（昭和16）年8月11日に創刊し、敗戦後も1945（昭和20）年10月25日の184号まで発行された。同紙は号外や附録に公報を掲載し、全184号は戦時期の市民生活について、町内会隣保組織の回報としてプロパガンダを担ったいわば「隣保の新聞」<sup>7)</sup>としての機能を有した。「戦時市民生活の刷新向上に重点を置き、市民の新聞として愛読されていた」<sup>8)</sup>同紙において、4年余りの紙面で一貫して見られるのは食糧増産の啓発である。

『神戸市公報』は一時『神戸市民時報』に統合されて廃刊となるも、戦後1945年11月15日に「市政の報道機関紙」<sup>9)</sup>として復刊した。背景にあった時局は異なるが、共通して、市民に向けた市政の報道機関紙として生活情報を伝える記事が掲載された。さらに、戦時期の同紙の内容を見ると、「防空」に対する国家のプロパガンダがあった一方で、地方の生活に密着する配給情報や増産について市の担当機関が市民に指示・協力依頼するにあたっては、当時の実情をもとにした情報発信であったことも明らかである。したがって、上記の2資料を主にした悉皆調査と、他資料との照合から分析を進め得ると考える。

## 2 戦時期日本における空閑地利用の方針

1938（昭和13）年4月1日に国家総動員法が公布され、5月5日に施行された。同法

は、国家総動員を、事変を含む戦時に際し「国の全力を最も有効に発揮せしむる様人的及物的資源を統制運用する」ことであると定義し、国家総動員上必要と認められる事柄について、政府が広範な統制を行えるよう定めるものであった。

1939（昭和14）年4月27日、首相官邸で開催された国民総動員委員会第4回総会において「時局認識徹底方針」と「物資活用並に消費節約の基本方針」を決定、翌28日に閣議決定された。後者の方策の「一、物資活用並に消費節約運動の展開」として「(三) 空閑地・荒蕪地の活用」という項目が採り上げられた。

### (三) 空閑地、荒蕪地の活用

国家資源尊重の見地よりして空閑地、荒蕪地を徒らに放置することなく、生産的勤労奉仕を促進し、植樹、開墾その他の方法により之が活用を図る運動を起すこと。

日本公園緑地協会は同年6月に発行した『公園緑地』の巻頭言で、ここでいう「空閑地」について「勿論広く町村山野に於けるものを意味すると同時に都市区域内狭くは個人庭園内に於けるものをも当然包含するものと解す可きであろう」と見解を示している<sup>10)</sup>。また、郊外町村の山野空閑地については農林省農村経済厚生部の指導を、都市内については計画局都市計画課と提携して積極的活動を促進できていることに言及した。

1937（昭和12）年1月に創刊した同誌は都市計画の専門的知見から1938（昭和13）年2月号の特集を「市民農園特集号」として世論の喚起に努めており、その内容はドイツを中心にした欧州の市民農園や米国の農業問題を取り上げ、東京の市民農園の事例を伝えていた。

空地利用への早期からの取り組みには大阪府知事提唱のもとに進められた府内の空閑地利用があったものの、都市部では「土地そのものが商品乃至投機対象物たるの思想」があり、その実行は難しかったという<sup>11)</sup>。また、「善良なる地主、善良なる借地人を保護すべき土地の賃貸、離作等に関する何等の制度が整わざる」状況を懸念して、日本公園緑地協会が標準実施要綱を調整していたという。

既に内務省計画局においても人口 10 万人以上の都市に対する空閑地の調査は行われていた。その結果によると<sup>12)</sup>、更地の割合は東京 2.50%、大阪 7.94%、名古屋 10.18%、京都 2.32%、神戸 0.80%、横浜 3.74%と、六大都市でその面積が圧倒的に限られたのが神戸市であった。詳しくは次章以降で見ていくが、神戸市における「空閑地利用」の実態は、町村山野ではなく市街地の空地を想定した農園化奨励として進んだ。これは、市域面積に占める更地があまりに少なかった神戸市独自の展開であったかもしれない。

### 3 神戸市の機構改革と経済局の事務分掌

#### 3-1 市経済局の事務分掌と配給事務の変化

食糧増産を掲げた戦時期の市民生活を所管する神戸市の職制・処務は、戦時期には 1941 年 4 月、1942 年 5 月、1943 年 6 月、1944 年 4 月、1945 年 3 月に大きく改正された。短期での局部課の揺れ動きは戦後も見られ、1945 年 9 月、1946 年 2 月、1947 年 1 月、8 月に改正が続いた。【表 1】

以下では、その主要な変更点を整理する。

まずは、1942（昭和 17）年 5 月 19 日付訓令甲第 10 号による神戸市役所処務規程の改正<sup>13)</sup>で、商工課が産業部（庶務課、産業課、観光課、山地課）と消費経済部（配給課、市場課、中央卸売市場）に展開していた従前の体制

から、経済局（総務課、産業課、配給課、中央卸売市場）に統合された。しかし、1943（昭和 18）年 6 月 1 日付訓令甲第 27 号によって再度改められ、商工課、振興課、配給課、農事課、中央卸売市場から成る体制、つまり農事課が新設される。これは、都市部の市街地が多かった神戸市域でも食糧増産のために農事を求められた時局を示す動向と考える。

1944（昭和 19）年 4 月 1 日付訓令甲第 12 号による改正では、従前の経済局から食糧増産部（農事課、作業課）と物資配給部（配給課、中央卸売市場）へと変更された<sup>14)</sup>。この要点は「食糧増産」が部名にまで位置づけられ、さらに従来は厚生局に位置した作業課を食糧増産部に組み込んだことにある。作業課は塵芥収集や尿尿汲取とその処理を担う部署であり、農村に配給する肥料の不足から農事と抱き合わせた施策が見える。

市域に対する無差別焼夷弾爆撃が始まった 1945（昭和 20）年 3 月 15 日付訓令甲第 5 号による改正では、物資局の中央卸売市場（調整課、配給課、生鮮食糧課）と食糧増産部（農事課、作業課）となり、局の再設置に加え、配給と中央卸売市場の関係が逆転した<sup>15)</sup>。

そして、終戦直後の 1945 年 9 月 1 日付訓令甲第 35 号をもって、大幅な機構改革が図られた<sup>16)</sup>。ここでは、1944 年 4 月・1945 年 3 月の過渡的な事務分掌と分けて、1943 年 6 月の経済局の体制と事務分掌から終戦直後への変更点に注目したい<sup>17)</sup>。振興課はなくなり、従前の農事課は増産課へと名称を変更して継続された。ここでは、特に戦時期から戦後の市民生活を象徴した事務にあたった増産課と配給課を見てみよう。1943 年 6 月と 1945 年 9 月の経済局二課についてその内容を比較すると、次の通りである。【表 2】

1945 年 9 月の機構改革で配給課の事務分

表1 戦時・戦後期神戸市の経済局機構

改正	局	部	課
1941.4	—	産業部 消費経済部	庶務課、産業課、観光課、山地課 配給課、市場課、中央卸売市場
1942.5	経済局	—	商工課、振興課、配給課、中央卸売市場
1943.6	経済局	—	商工課、振興課、配給課、農事課、中央卸売市場
1944.4	—	食糧増産部 物資配給部	農事課、作業課 配給課、中央卸売市場
1945.3	物資局	中央卸売市場 食糧増産部	調整課、配給課、生鮮食糧課 農事課、作業課
1945.9	経済局	—	中央卸売市場、配給課、増産課、商工課
1946.2	民生局	経済部	産業課、中央卸売市場、配給課
1947.1	経済局	—	産業課、商工課、農事課
1947.8	経済局 農政局	—	商工課、貿易課、配給課、中央卸売市場 農務課、農産課

表2 神戸市経済局の事務分掌の変化

1943年6月	1945年9月
<p>経済局農事課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 局二属スル庶務ニ関スル事項</li> <li>二 局内事務ノ連絡、統制及改善ニ関スル事項</li> <li>三 農畜水産業ノ振興ニ関スル事項</li> <li>四 農畜水産業諸団体ニ関スル事項</li> <li>五 農畜水産業諸団体ノ事業奨励補助ニ関スル事項</li> <li>六 農地開拓ニ関スル事項</li> <li>七 園芸指導ニ関スル事項</li> <li>八 空閑地利用ニ関スル事項</li> <li>九 局内他課ノ主管ニ属セザル事項</li> </ul>	<p>経済局増産課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 焼跡地農園化及市民食糧自給態勢強化ニ関スル事項</li> <li>二 農事指導ニ関スル事項</li> <li>三 種苗ノ確保、配給及種苗場ニ関スル事項</li> <li>四 製塩ニ関スル事項</li> <li>五 農畜、水産ノ振興ニ関スル事項</li> <li>六 農畜、水産業団体ニ関スル事項</li> <li>七 農地開拓並帰農斡旋ニ関スル事項</li> <li>八 其ノ他食糧増産ニ関スル事項</li> </ul>
<p>経済局配給課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生活必需物資需給ノ調査及調整ニ関スル事項</li> <li>二 生活必需物資配給計画及其ノ実施ニ関スル事項</li> <li>三 割当配給制度ノ改善ニ関スル事項</li> <li>四 生活必需物資小売配給機構ノ整備ニ関スル事項</li> <li>五 生活必需物資価格及配給ノ監察及指導ニ関スル事項</li> <li>六 生活必需物資配給及消費ノ指導ニ関スル事項</li> <li>七 関係官公署及業者トノ連絡ニ関スル事項</li> <li>八 小売市場ノ指導ニ関スル事項</li> </ul>	<p>経済局配給課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生活必需物資ノ集荷、貯蔵、配給ニ関スル事項但シ生鮮食料品ヲ除ク</li> <li>二 屠場ニ関スル事項</li> </ul>

(「神戸市役所処務規程」1943年、1945年)

掌は大きく二つに分けられ、その内容は顕著に減る。生鮮食料品以外の生活必需物資の集荷貯蔵配給を担うという変更は、生鮮食料品の集荷貯蔵配給を中央卸売市場の所管と位置づけたことに起因するだろう。さらに、局庶務や統制とその改善、公設小売市場の管理・指導監督、流通や総合配給所などが全て中央卸売市場の事務分掌となった。両者の密接な連絡を要したが、この時点で既に、近い将来に経済統制に起因する「配給」がなくなり、中央卸売市場の業務に統合されることが想定されていたと見ることができるだろう。

### 3-2 農事事務の増加と農政局の成立

一方、増産課(旧農事課)の事務は減らず、むしろ新設された事項として一項に「焼跡地農園化及市民食糧自給態勢強化」、三項に「種苗ノ確保、配給及種苗場」、四項に「製塩」が挙げられた。さらに、従前の「園芸指導」は「農事指導」と表現を改めたほか、七項には「農地開拓」に加えて「帰農斡旋」が見られる。1943(昭和18)年12月21日には都市疎開実施要綱が閣議決定され、空襲被害を防ぐため、東京都区部・横浜市・川崎市・大阪市・神戸市・尼崎市・名古屋市・北九州地域で建物や人員の疎開も行われるようになった。都市疎開の展開として「集団帰農」が掲げられ、1944(昭和19)年からは「岡山、鳥取両県下及兵庫県下城崎、出石、養父、朝来、美方の五郡」への移転と農業従事が推奨され、各区の防衛課が相談・申込みに応じていた<sup>18)</sup>。こうした帰農斡旋を戦後も続けたことが事務分掌からも窺える。また、戦時期には「空閑地利用」や「園芸」と表現されていた食糧増産の方法が、課名を増産課と改めるに伴い「焼跡地農園化」や「農事」と謳われるようになっていったこともわかった。

戦後、1946(昭和21)年2月16日付の訓令甲第1号によって経済局は民生局経済部へと変更された。増産課と商工課は統合されて経済部産業課となり、中央卸売市場と配給課は産業課と並んで経済部に属するようになった。従前、中央卸売市場は局庶務や統制とその改善も担ったが、これは部の処務として産業課に移された。

しかし、1947(昭和22)年1月20日付訓令甲第3号によって再度、経済局の改正が図られる。ここでは、同局産業課所管の商工事務の展開に応じた、中小商工業の振興育成の必要性に応じて商工課を新設し、農事事務の強化を図った農事課の再設置が行われた<sup>19)</sup>。

さらに、地方自治法に基づいた1947(昭和22)年8月12日付の神戸市事務分掌条例(神戸市条例第267号)と神戸市事務分掌細則(神戸市規則第211号)によって、旧経済局は経済局と農政局に分かれた。経済局は商工業及び貿易に関する事項、物資の集荷及び配給に関する事項を掌るとして商工課、貿易課、配給課、中央卸売市場とされ、農政局は農業、森林及び水産に関する事項を掌るとして農務課、農産課が置かれた。

なお、1947(昭和22)年3月1日に神戸市は北・西部隣接10ヵ町村390.5km<sup>2</sup>(有馬町、山田村、平野村、岩岡村、伊川谷村、有野村、押部谷村、櫛谷村、神出村、玉津村)の合併を果たし、従前の市域面積を超える農村を擁するようになった。この合併が神戸市にとって食糧の確保や食糧増産対策の推進に効果を発揮したことは明らかである<sup>20)</sup>。それに伴い、旧経済局農事課の事務が飛躍的に増加した結果、農政局の新設に至った経緯も推察される。

## 4 食糧自給の展開—空閑地から戦災跡地へ

### 4-1 市民時報記事に見る空閑地利用菜園

戦時期に発行された『神戸市民時報』においては、空地を利用した菜園【図1】の奨励や野菜等の栽培方法が案内された記事が多数掲載された。1941（昭和16）年9月11日から1945（昭和20）年10月25日まで65件に及び、これは全体の約35%を占め、かつ継続的な情報発信であった。

1941（昭和16）年末に産業部産業課のもとに神戸市空地利用協会を設立、栽培指導の技術員を設置して、本格的な空地利用が始まった<sup>21)</sup>。回覧板によって事前に通知された空地利用の方法は、「一、空地の借入及貸付 二、栽培の指導 三、農薬、肥料、農具等の配給、斡旋、貸付等」とされ、町内会・市民の協力が求められた。土地の買入・貸付のための空地利用申込書と栽培道具と資材配給の為の報告書を、組長、町内会長、町内連合会長の順に上げることが定められた。

「一坪の空地」<sup>22)</sup>を菜園にすることもまた既定路線となり、1942（昭和17）年4月には園芸指導の方針と体制が決まっていく<sup>23)</sup>。指導員である産業課の技手と技手補の受持区域は東部（灘区、葺合区、神戸区、湊区）と西部（須磨区、林田区、兵庫区、湊東区）に大別された。また、各区には神戸市空地利用協会嘱託の指導員が2、3名置かれた。この取り組み



図1 元町高架の向かいの隣保菜園

は「一坪農園」、「鉢農園」、「一坪菜園」と様々な呼称で記事に現れたが、総じて正式名称は「空地利用菜園」と考える。市民からは「蔬菜園」と呼ばれたようだ。【図2】

1944（昭和19）年8月になると、食糧増産の緊急性が高まり、蔬菜類を栽培するために開墾、埋立て、干拓を行う会員5名以上の団体に対して、空地利用協会から開墾奨励金を交付するとの案内が掲載された<sup>24)</sup>。ただし農家はその対象としない趣旨の注記もあったほか、同年5月には空地利用農園主としての工場会社等が農家と特約して栽培させたり、農家から人を雇ったりしないようにとの県からの指示も見られた<sup>25)</sup>。

ここからは、農家の生産量を保ったままで、1941（昭和16）年に始まった都市部の空地を開墾した隣保菜園・家庭菜園を少しでも増やそうとした市農事課・空地利用協会の取り組みが1945（昭和20）年2月4日より市域に対する無差別焼夷弾爆撃が始まるまで続いていた様子を見て取れる。なお、1952年施行の農地法では継続的に耕作する目的の土地であれば「農地」と称することが定められている。

### 4-2 公有地の無断使用への注意

積極的な空地利用菜園が増えた一方で、都市空間には望ましくない土地利用も現れていく。1942（昭和17）年5月の「隣保の島



図2 蔬菜園を含む川柳と挿絵

（『神戸市民時報』第150・151合併号、1944年10月7日）

に道路を使うな」と題した記事<sup>26)</sup>では、隣保組織の設けた菜園が道路にまで展開している状況を伝えて、注意が促された。

「隣保の畠に道路を使うな—不審な時は道路課へ」

近頃隣保菜園が盛んに行われています。これも食糧増産の一部ですからどんどんやって下さい。然し困った事に近頃方々で道路まで使っていられますがあれは許されませんので今後は絶対しない様に。間違っ使っていたら出来る丈早くのけて下さい。大体地域で判然している処は

天王寺川沿岸、第一神港商業学校裏、新湊川沿岸一帯で水害後土砂をのけて広くなった川べりはいけません。一寸判断のつかぬ所は御面倒でも、護国神社上、市道路課管理係（電

話葺合七六六一）へ御問合わせ願います。

（『神戸市民時報』第27号、1942年5月11日）

ここで市道路課から具体的な指摘を受けた3ヶ所（①天王寺川沿岸、②第一神港商業学校裏、③新湊川沿岸一帯）とはどこだったのかを【図3】に示した。

1ヶ所目の「天王寺川」は誤植で、神戸市北区から兵庫区を流れる新湊川水系の二級河川「天王谷川」を指す。1901（明治34）年に湊川改修株式会社により、旧湊川は石井川と天王谷川の合流点下流の菊水橋付近から付け替えられ、会下山の湊川隧道を流れ、刈藻川に合流する新湊川が誕生した。1938（昭和13）年7月の阪神大水害による多数の犠牲者を出した地域でもあり、天王谷川沿い（①）に整備された天王川公園の一角には1940（昭和15）

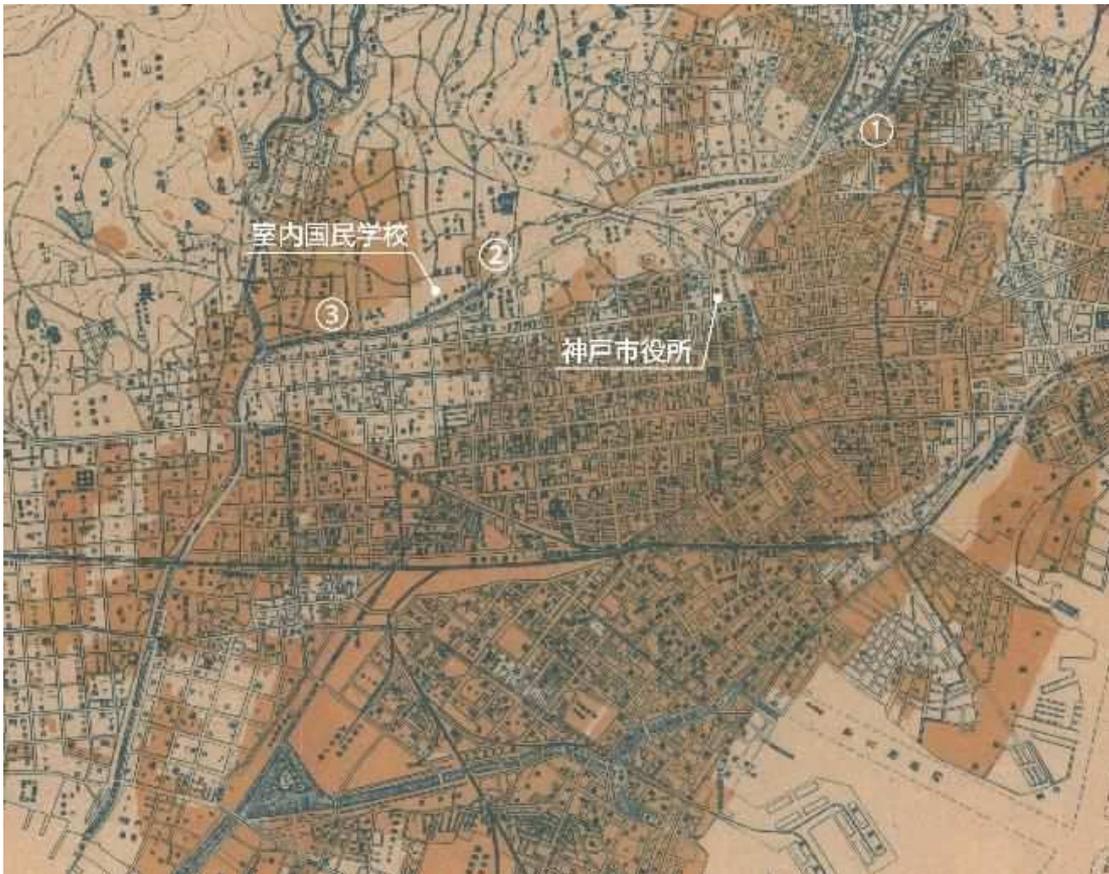


図3 1942年5月の河川沿い隣保菜園の立地（神戸市復興本部編『復興神戸市都市計画図』三和出版株式会社、1946年9月）

年 10 月に水害復興記念碑【図 4】が、石井川との合流地点の雪御所公園には 1941（昭和 16）年 10 月に慰霊塔【図 5】が建立され、現在も残る。2ヶ所目の「第一神港商業学校」は神戸市立神港高等学校（2018 年閉校）である（②）<sup>27)</sup>。その所在地は兵庫区会下山 3 丁目で、新湊川が会下山隧道を抜けた先の左岸を意味する。3ヶ所目は前述した 2ヶ所を含む「新湊川沿岸一帯」と掲げられ（③）、現在の長田区（旧林田区）東部を流れる新湊川の阪神大水害復旧整備のために河川沿い道路用地や建築敷地造成地区として確保された沿岸に、菜園が無断で造られた様子を伝えていたと言えよう。

なお、1945（昭和 20）年 4 月時点の市物資局食糧増産部（農事課、作業課）は長田区前原町 1 丁目の室内国民学校（現・室内小学校）を拠点としており、これは新湊川の右岸に位置した。この件に注意を促した道路課は東部の灘区に立地し、一方で空閑地利用菜園を奨励した農事課が新湊川沿岸に立地していた。

これを鑑みると、長田区や市域西部を中心に市の農事事務が展開していたなか、農事課は目前で展開した道路用地の無断使用菜園を咎めなかったのではないかと考えられる。

この注意から 4ヶ月後にも、周知事項として、道路課長から道路上の土砂に対する注意が発された。全市の各家庭で待避所を作った時期で、土間や床下を掘って出た土砂を処分せず街路に積んだまま放置している様子が散見されたという<sup>28)</sup>。そうした対応の問題点は「不体裁であるばかりでなく、戦時交通の円滑を阻害する」上に、「衛生上にも有害であり、又降雨の都度下水に土砂が流入して汚水の流通を害する因を作る」と言及され、町内会等でまとめて迅速に処理するよう周知された。なお、同記事の見出しには「道路上の土は速かに処分を一溝の上の畠も取避けて下さい」と記され、道路・溝渠上に一定的菜園が形成されていたことも推察できる。

#### 4-3 戦災跡地利用と土地所有者の「協力」



図 4 水害復興記念碑



図 5 慰霊塔

1945（昭和20）年2月以降、空襲被害を受けた神戸の市街地には「災害地跡及疎開地跡」<sup>29)</sup>が広がっていく。その中で、食糧増産部農事課が戦災跡地を農園化することを明確に打ち出すのは同年4月であった<sup>30)</sup>。土地所有者・権利者に対して、農園化に問題があれば4月22日までに所轄警察署に申告して立札を掲示するようにと期限を設けた。申告がない場合は「御承認を得たものと看做して農園として利用致しますから御了承願います」とされたが、同時期の都市疎開が進んでいた状況を鑑みると、申告に間に合わなかった対象者が多かったと察せられる。

このほか、町内会・隣保等や官庁・工場・会社等職域団体で共同耕作を希望する者への4月25日までの農園耕作希望申込みと、割当地の整理についての案内が発された。整理に際しては、土地の境界、標識、立木（焼木を含む）、建物基礎等、台石、杭等を残すこと、金属類は回収し一定箇所に集積すること、「其の他後日各種の支障の起らぬ様措置」することへの注意が示された。また、「栽培すべき作物中南瓜、ヒマ等は完全整地を行わずとも壺播きで結構ですから之が実行を考えてください」という記述からは、抜本的な焼け跡の整地を行うよりも育てやすい南瓜を勧める姿勢が見てとれる。

同年5月、食糧増産部農事課からは「急ごう 戦災地の農園」として、戦災跡地の整理と種類の選び方、注意事項についてさらに詳細に解説した<sup>31)</sup>。戦災跡地は石、煉瓦、瓦のカケ、金物等種々雑多な物を退けて、既設の貯水池や貯水槽を利用した灌水用水溜め、便所跡を利用した尿溜めを用意することから整地を始める必要がある。土質が良いところでは「ふだん草、かきぢしゃ、三寸人参、西洋菠薐草、葉葱の菜類、蔓いんげん、ふぢ豆、茄子、トマ

ト、胡瓜等の果菜類、甘薯」を栽培し、手不足等で充分整理のできないところは「南瓜、玉蜀黍、そば、ひま」を育てることが勧められた。

また、注意事項として次の6点が挙げられた。

- ①自家農園として使用する場合は所轄警察、それ以外は各区役所振興課に申し込む
- ②土地所有者による土地区域の溝及標柱等は必ず保存する
- ③土塊が固い時は雨上がりの時に十分に砕く
- ④作物の養分になる窒素が少ないため付近の腐った土や泥土を入れて下肥を十分に用いる
- ⑤コンクリート等で打破れない時は盛土で菜類は作れる
- ⑥小面積に区切って垣根等をめぐらし個人化せず町内会等で集団的に共同的に統制する

登録や土地所有者標識の保存等に言及する一方で、良い農園を作る具体的な方法が解説され、土地には農園化のための徹底的な整地を施すことが求められた。「土地は焼土化されて割合状態はよい」という記述からは宅地の農園化に迷いなき当時の担当課の姿勢が窺える。なお、これ以降は終戦までに戦災跡地利用に詳しく踏み込む記事は見られない。

次に現れる記事は終戦後、同年10月「焼跡の農園 耕作の自給自足」（第182号、1945年10月5日）、「戦災跡の農園化 自給自足の鍵 指導は空地利用協会」（第183号、1945年10月15日）であるが、その内容は、戦災跡地の農園化を進めて自給自足に邁進すること、農事課と空地利用協会の指導を受けられることと前述の通りであった。このように、食糧危機による増産の必要性和戦災跡地の使い方には、終戦による著しい変化はなか

ったと見ることができるとは考えがたい。

1946年4月に撮影された米国戦略爆撃調査団（United States Strategic Bombing Survey, USSBS）によるカラー映像“PHYSICAL DAMAGE, KOBE, JAPAN”にも、野菜が植えられた空襲跡地や整地の様子が記録された。同月29日の映像【図6・7】では、焼け跡となった神戸の市街地に、その利用が空閑地か戦災跡地かの峻別は難しいものの、大小さまざまな農園とそれを手入れする人びとの姿が映る。同時期に焼け跡を耕す整地作業を個人で進めた様子は、家屋再建というよりも戦災跡地農園の整備に向けた動きであったこともうかがえる。

戦後も「蔬菜立毛品評会」等の農園化奨励の取り組みは展開された<sup>32)</sup>一方で、1946（昭和21）年7月になっても深刻な食糧危機と遅配は続き、『神戸市公報』の「農園」欄では「食糧危機打開の為 戦災地所有者にお願い」<sup>33)</sup>として、農村から種苗の供出を受けて市内戦災空地に町内会、隣保、国民学校等で野菜の植付けを行うため戦災地の所有者に同年11月末まで5ヶ月間の協力を依頼する旨が周知された。この土地使用に問題がある所有者または権利者は7月4日までに兵庫県農務課また

は神戸市産業課に申し出るようにと記されたが、同記事が掲載されたのは7月5日号であり、おそらく町内会の回覧板等で事前に通知があったのだろう。市公報の公示は事後的な採録も見られることから、通知記事も同様の傾向にあったことが推測されるが、都市疎開による不在地権者・権利者にその通知が届いたとは考えがたい。

戦後、神戸の都心部に帰ってきた人びとが焼け跡の不法占拠で家も敷地も判然としなくなった談話もあったが、個人に土地を奪われるのみならず、戦時から戦後にかけて行政主導で旧宅地が農園化されていた状況も無許可同様であったことがわかった。これらは、戦時期に都市疎開や帰農を推奨されても、空襲が近づいていても、家を離れられなかった背景の一つでもあっただろう。そして、戦後も状況が変わらず、むしろ戦災跡地にその施策が展開した動向は注目すべき点と言える。

なお、戦後も『神戸市公報』に定期的に掲載された「農園だより」や「空地利用便り」等の案内記事は、1947（昭和22）年5月の「農園だより 馬鈴薯の手入」（『神戸市公報』第49号、1947年5月15日）を最後に見られなくなる。同年8月には特別市制の実施によ



図6・7 1946年4月29日、焼け跡の神戸と戦災跡地農園  
(MOVING IMAGE “342-USAF-11048”, 米国国立公文書館所蔵より抜粋)

って食糧事情が悪化するという懸念を晴らそうと、神戸市と兵庫県が生産高と供出高が示された<sup>34)</sup>。こうした紙面内容からも、神戸市においては戦後1947(昭和22)年夏が農産物の食糧危機の山場であったと考えられる。この食糧状況の改善には、同年3月の北・西部隣接10カ町村合併と進駐軍払下げ物資の影響が大きかった。

## 5 増産事業としての動物飼育

### —— 兎から鶏、そして豚へ

空閑地を利用した農産物の栽培だけでなく、1943(昭和18)年になると食糧増産と衣料原料への協力のために、隣保や家庭で家畜を育てることも奨励された。本章では、神戸市から隣保へ動物飼育を指示する記事を『神戸市民時報』『神戸市公報』から抽出し、市民生活に求められた「増産事業」のありようを検討する。

### 5-1 兎飼育による「増産」

神戸市から隣保組織に発信された『神戸市民時報』では、1943(昭和18)年1月の常会資料として「(三)戦力強化のため、兎を飼いましょう」の見出しが躍る<sup>35)</sup>。続いて、同月の次号では「兎の飼い方 何處でも、何でも飼えます」として兎の飼い方が詳細に解説された<sup>36)</sup>。当初の「戦力強化」とは、「酷寒の戦野に戦う将兵の防寒服や飛行服に必要な兎の毛皮を第一線に送出す為に兎の増産に努めましょう」という表現の通り、軍需物資として日本陸軍に兎の毛皮を送るために市民に協力を求めたことを意味する。また、「肉は御希望で返して貰える」と追記されており、飼育に対するリターンとして、毛皮の販売だけでなく食肉が得られることを示唆したのだろう。

古くより兎を食べる文化は日本にもあった

が、近代日本で養兎業が広まったのは、毛皮の利用が明治中期より始まり、第一次世界大戦の影響から大正中期には海外に輸出されるようになった影響がある<sup>37)</sup>。さらに、経済恐慌による農村不況のために農家の副業として広まっていった。

兎の飼い方は、「種兎の購入は神戸市役所神戸市農会で取次ぎ」とし、「品種は改良白兎種」が最良と記された。飼箱や場所や飼料、そして世話に配慮して各家庭で育て、十分な大きさになれば市農会に通知し、農会指定の集荷人に販売・出荷するように案内された。

『神戸市民時報』第61号によると、出荷の目安は「二百匁位までは一箱に三、四頭、三百匁位までは一箱に二、三頭、四百匁以上になれば一箱に一頭六百匁になれば出荷出来」とし、一箱に1~4匹で2,250~3,000gに成長すれば出荷可能と考えられたようだ。

「病気」の項目には、病気への注意や対策の記述も見られた。しかし、病気が悪化して死んだ場合には箱や餌鉢の熱湯消毒を行い、「必ず毛皮を取って下さい、肉もどんな病気で死んでも食べられ、あたる心配は絶対ありませんから死んでも埋めないで下さい」と締め括られ、科学的な正しさに依らず「食べられる」ことを過度に強調した姿勢が窺える。

全国的に、戦後の兎の飼育は「農村と家庭の副業で輸出用毛皮の生産を」と謳われて重視され、見返物資としての輸出、食肉の確保、菜園増産の肥料生産の3点が期待された<sup>38)</sup>。食肉を目的とした兎飼育の奨励は、神戸市においては戦後に見られた。1946(昭和21)年4月には『神戸市公報』に「食用兎に就て」と題した案内記事が掲載された<sup>39)</sup>。ここでは、「食用兎の仔」を実費で分ける事業として、「路傍の野草、山の木の葉、木の実、台所の廃品、菜園の余り物等」を利用して飼うことが勧

められ、兎飼育は次のように謳われた。

青草だけで大きくなり、簡単に女、子どもで飼え、場所が要らず、肉は鶏と同様の栄養価があり、皮は防寒用に良く、六一七ヶ月で一人前になる

(『神戸市公報』第14号、1946年4月25日)

申込みは、希望頭数・性別、飼育経験の有無、資料入手の予定を必要事項とされ、個人は町内会を通じるか直接区役所町政課に、団体ならば神戸市役所産業課空地利用協会に提出した。この一頭30円目安の配布は継続的な事業であり、「大きくした兎を持って来られたら専門家がその場で肉にしてあげますし、皮は一時預ければちゃんと鞣して返します」<sup>40)</sup>と案内された。以降も9月に市産業課が複数回にわたり、「兎の飼い方」<sup>41)</sup>や「兎の殖し方」<sup>42)</sup>を伝える記事も市公報に見られた。戦時期と戦後、どちらも食糧危機に対する増産目的の兎飼育ではあったが、陸軍用の衣料か、各家庭の衣料・食料か、そして貿易の見返物資か、想定された用途は敗戦で一変したと言えよう。

## 5-2 鶏飼育による「増産」

さらに、同年5月には、「鶏の雛を斡旋一飼料は台所の残りもので」と鶏の飼育が促された<sup>43)</sup>。この解説と方法の案内からは、鶏飼育の目的だけでなく、市役所機構や市民生活の実状も垣間見られる。

「鶏の雛を斡旋一飼料は台所の残りもので」

戦時期国民の保健上特に大切な蛋白栄養源確保のため市経済局産業課内にある神戸市空地利用協会の事業として優良な中雛(生後約六十日)の買入をお世話いたします。時局下養鶏用配給飼料の配給は殆んど不可能な状態に

ありますが各家庭や工場、学校の炊事場等から出る厨芥(台所の残りもの)魚屑、煮干屑、隣保園の残菜等の捨てるものを利用し勝ち抜く為めの工夫によって飼育して下さい(後略)  
(『神戸市民時報』第76号、1943年5月1日)

戦時期では、前述した市経済局産業課の下部組織として神戸市空地利用協会が置かれ、各区役所振興課には同協会支部が設置された。この生後約60日の鶏飼育の配布先は共同飼育を主とし、①隣保内2世帯以上の共同飼育、②学校や工場等の共同飼育、③飼料が比較的豊富な家庭の個人飼育と想定された。養鶏用に飼料を配給できない状況下のため、自給飼料で飼育できることを条件に共同飼育は5羽以内、個人飼育は2羽以内、1羽1円40銭で前納が求められた。1943(昭和18)年5月1~10日に区役所で用紙を受け取り、所属する隣保世話系の証明を受けて申し込み、6~8月に配布を受けるスケジュールが示された。

記事の末尾には「隣保の卵は隣保の手で」「隣保菜園の肥料は隣保養鶏で」と標語が示された。食糧不足が深刻化する中で既存の隣保菜園から自給自足の農業を展開して、卵の収穫と効率の良い肥料の確保を目指したことが分かる。

なお、言及はないが鶏の産卵は一定ではない。飼料や日齢の影響もある。現代では養鶏場の鶏は120日齢前後で産卵を始め、200日齢前後が産卵率のピークであるといい、560日齢前後で産卵率は70%前後となり、その休止や回復のための飼養管理も行われる。配布先は「但し長期に亘り愛育される方」と記され、この時点で先の見通しがあったとは思えない。「長期」がどれぐらいのスパンを意味していたのかも不明である。

### 5-3 豚飼育による「増産」

翌1944(昭和19)年7月には、「増産 隣保で豚を飼いましょう—近く配給奮って申込下さい」と、市から配給する仔豚を隣保で飼育することが奨励された<sup>44)</sup>。その代金と設備費の約半分を市が補助することが特徴的な事業であり、既に同年6月に第1回の配給が完了したという。

「増産 隣保で豚を飼いましょう—近く配給奮って申込下さい」

隣保で豚を飼いましょう。仔豚は市から配給し、その代金と設備費には半額以上を市から補助します。台所で捨てる野菜の屑だけを食べさせて置けば、三貫目の仔豚が十ヶ月以内に二十五貫の親豚に成長します。各家庭で捨てる野菜屑は、全市で日々何万貫に上るでしょう。この野菜屑が一日に三貫あれば豚が一匹飼われます。勿体ない話です。美味しくて栄養があり、殊に大切な蛋白質の多い豚肉が食べられ、同時に立派な隣保農園の肥料が得られるとは、正に一挙両得の食糧増産事業ではありませんか。飼い方は至って簡単で、一匹一日三貫の野菜屑を与えるだけで結構。六月に学校や隣保に配給した第一回の方は、それで非常に順調に、すくすくと育っています。近く第二回の配給を致しますから奮って申込み下さい。精しい手続は市の農事課へ御相談下さい。尚お補助金は次の通りです。

#### 補助金

- (1) 仔豚の買入 代金の六割以内(但し一匹十二円まで)
- (2) 飼料容器の買入 代金の五割以内(但し一箇五円まで)
- (3) 飼料運搬用手車の買入 代金の五割以内(但し一台七十五円まで)

(『神戸市民時報』第139号、1944年7月15日)

1日に1頭の豚が食べる野菜屑の重さである「三貫」は11.25kgにあたる。1940(昭和15)年告示の「神戸市町内会等設置規程」によると1隣保は10戸以内と定められた<sup>45)</sup>。ここから、隣保単位とはいえ、食糧不足の折に毎日この量の野菜屑を準備できるのかは疑わしい。また、この記事では明確に隣保農園の肥料として豚の糞尿を使用するよう言及され、親豚になるには10ヶ月というようにその成長には時間がかかることが見越された。つまり、短期的には豚の食肉を獲得する期待ではなく、菜園・農園の食糧増産に寄与する事業として企図されたと言えるだろう。

併せて、戦後神戸では市民の排出する屎尿処理を必要としながらも、空地利用や戦災跡地利用による農作物の栽培においては「汲み立ての新しい人糞尿」を使うことに注意が発された<sup>46)</sup>。その理由は、衛生に悪く作物に対してもよくないからとされ、やむなく使う場合は一度腐らせて土と混ぜて限定的な使用に止めるよう伝えられた。同記事からは、戦後神戸で空地を用いた農業を行うにあたり、畑の肥料としては灰と堆肥や牛馬糞等を入れて耕作することが期待されたと言えそうだ。

なお、戦後日本の小学校で学校動物として兔や鶏を飼い始めたのは、こうした戦時期の隣保組織や学校・工場で共同飼育が奨励された名残であろう。厨芥や残菜等の自給飼料で育てられ、植物の成長に欠かせない有機肥料をも生み出すこれらの動物の位置づけは、現代社会における環境に配慮した循環型の農畜産業の原型とも言えよう。しかし一方では、神戸市では近年、小学校の動物飼育は段階的に縮小されている<sup>47)</sup>。2020(令和2)年度に新

学習指導要領が小学校で全面実施されるにあたり、神戸市教育委員会は市立小中学校の業務見直し方針を策定したうちの一方針である。背景には、疫病、動物愛護、動物アレルギーなどに加えて、教員の働き方改革を要する現状がある。小学校生活科の学習指導要領では動物や植物を育てる活動を通した生命尊重の学習が目指されているが、動物飼育によるのみ獲得される能力とは歴史的にも言い難く<sup>48)</sup>、その学習方法は今後さらに模索されるだろう。

## 6 おわりに

日中戦争勃発による戦時体制は、1938（昭和13）年公布・施行の国家総動員法に始まった。1939（昭和14）年4月に定められた物資活用並に消費節約運動の展開として、空閑地の活用が国内の都市部でも奨励されるようになった。

そうした時局に応じて衣食生活に係る神戸市役所の機構改編と事務分掌の変更も進んだ。戦時期の経済統制と食糧危機から生まれた農事・増産が戦後へと継承され、食糧増産や帰農幹旋、市域拡張とも関係して農事事務が成立していった。目まぐるしい職制改正は戦後復興の混乱と進捗の実態を顕著に反映した。

さらに、空閑地利用による食糧自給のあり方が模索され、市民と隣保の新聞であった『神戸市民時報』には菜園・農園の奨励や野菜の栽培方法等の情報、指導員による相談対応の案内が定期的に多数掲載された。戦時期の畑を捉えた写真は限られるが、終戦後の爆撃調査団によるカラー映像には焼け跡と農作物を栽培する様子が確認できた。

1938（昭和13）年7月に発生した阪神大水害による被災地の河川沿い道路用地や建築敷地造成地区を無断利用した菜園も生じ、問題視した記事が見られた。街路を占拠する行

為への道路管理者による注意は、いつの時期にも発生する。美観・交通・衛生上の改善を趣旨として促すのも、戦後・占領期の闇市・露店群への撤去指示と共通し、秩序回復の普遍性が見出される。

1945（昭和20）年4月には、市は戦災跡地の農園化奨励を謳い、都市疎開で不在の地権者や権利者が多いにも関わらず、戦災地の農園化を急いだ。食糧増産の必要性和戦災跡地の使い方には終戦による著しい変化はなく、戦後も食糧危機が緩和される1947（昭和22）年夏まで都市部の農園化は続いた。

また、農産物の栽培に加えて、1943（昭和18）年からは家畜の飼育が奨励された。日本軍の防寒服に供出する兎の毛皮に始まり、卵を産む鶏や豚を育てることで、菜園・農園の良質な有機肥料を生み出し食糧増産に寄与することが期待された。兎の飼育は、見返物資としての輸出、食肉の確保、菜園増産の肥料生産の3点に寄与するために戦後も重視され続けた。

菜園と闇市は、一見すると公主導の農園化と民主導の店舗・住宅建設と対照的であるが、土地の暫定利用という基礎をなす性質が共通したと言える。どちらも戦時体制の国家が窮乏した社会背景のもと、不在や無言の権利者の権利を守ることなく、土地を有効活用した食糧増産や流通促進に邁進する営みであった。戦時に始まった公主導の空閑地利用から戦災跡地利用への展開は、闇市の営業主体による過渡的な土地利用の選択等の戦後の民衆心理に影響を及ぼしたと考えられよう。

注

- 1) 村上しほり『神戸 闇市からの復興—占領下にせめぎあう都市空間』慶應義塾大学出版会、2018年
- 2) 唐沢陸海「日本における市民農園について」『都市計画』第93号、日本都市計画学会編、1977年2月、pp.53-61

- 3) 『公園緑地』第2巻2号(市民農園特集号)、日本公園緑地協会、1938年2月。北村徳太郎「市民農園に窺へる獨逸魂」『公園緑地』第3巻6号、日本公園緑地協会、1939年6月、pp.46-51
- 4) 岸本くるみ「神戸市民時報にみる防空活動と町内会隣保組織の実態」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第28号、神戸市文書館、2023年6月
- 5) 洲脇一郎「神戸における民防空の壊滅」『神戸親和女子大学研究論叢』第53号、2020年
- 6) 新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史産業編Ⅰ第一次産業』神戸市、1990年
- 7) 神戸市『神戸市民時報』第60号、1943年1月2日
- 8) 神戸市『神戸市公報』復刊第1号、1945年11月15日
- 9) 同前
- 10) 「巻頭言 國民精神總動員と空閑地、荒蕪地の利用」『公園緑地』3巻6号、日本公園緑地協会、1939年6月、pp.2-5
- 11) 同前
- 12) 「彙報 全国十萬以上の都市に於ける更地調べ」『公園緑地』3巻6号、日本公園緑地協会、1939年6月、pp.52-53
- 13) 神戸市『神戸市民時報号外』1942年5月26日
- 14) 神戸市『神戸市民時報号外』1944年5月5日
- 15) 神戸市『神戸市民時報号外』1945年4月20日
- 16) 神戸市『神戸市民時報号外』1945年9月15日
- 17) 神戸市『神戸市民時報号外』1943年6月12日
- 18) 神戸市『神戸市民時報』第176号、1945年7月5日
- 19) 神戸市『神戸市公報』第39号、1947年1月25日。同第40号、1947年2月5日
- 20) 新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史産業編Ⅰ第一次産業』神戸市、1990年、pp.498-500
- 21) 神戸市『神戸市民時報』第20号、1942年3月1日。東京府では1939年既に補助金を交付して実行団体を設立して空地利用運動に乗り出していた。
- 22) 神戸市『神戸市民時報』第20号、1942年3月1日
- 23) 神戸市『神戸市民時報』第24号、1942年4月11日
- 24) 神戸市『神戸市民時報』第143号、1944年8月12日
- 25) 神戸市『神戸市民時報』第132号、1944年5月27日
- 26) 神戸市『神戸市民時報』第27号、1942年5月11日
- 27) 同校と市立兵庫商業高等学校の統合再編によって2016年に市立神港橋高等学校となった。
- 28) 神戸市『神戸市民時報』第44号、1942年9月12日
- 29) 神戸市『神戸市民時報』第171号、1945年4月25日。「市の戦時対策 各局部をのぞく」で物資局は、総合配給所の設置と「市民農園」の計画として市民の申込をすてに受けていることに言及した。
- 30) 同前
- 31) 神戸市『神戸市民時報』第173号、1945年5月15日
- 32) 「蔬菜立毛品評会 受賞者発表」『神戸市公報』第5号、1945年12月25日。「第三回空地利用 立毛品評会を省みて」『神戸市公報』第6号、1946年1月15日
- 33) 神戸市『神戸市公報』第21号、1946年7月5日付
- 34) 神戸市『神戸市公報』第58号、8月15日
- 35) 神戸市『神戸市民時報』第60号、1943年1月2日
- 36) 神戸市『神戸市民時報』第61号、1943年1月16日
- 37) 山口俊策「時局と養兔業」『地理』vol.2、1939年。宇仁義和「近代日本の養兔事業Ⅰ戦前編：副業と軍需物資の間で」『オホーツク産業経営論集』第30巻第1号、2021年11月
- 38) 大阪府食糧増産家庭農園協会編『菜園』第9号、社団法人日本菜園協会、1948年3月、p.35
- 39) 神戸市『神戸市公報』第14号、1946年4月25日
- 40) 同前
- 41) 神戸市『神戸市公報』第27号、1946年9月5日
- 42) 神戸市『神戸市公報』第29号、1946年9月25日
- 43) 神戸市『神戸市民時報』第76号、1943年5月1日
- 44) 神戸市『神戸市民時報』第139号、1944年7月15日
- 45) 「神戸市町内会等設置規程」1940年12月28日告示 甲第四〇号、第一条
- 46) 神戸市『神戸市公報』第6号、1946年1月15日
- 47) 『神戸新聞』2020年1月17日付
- 48) 鈴木哲也「明治後期における小学校理科の動物解剖の位置づけ」(『東京未来大学紀要』vol.6、2013年)では、明治後期の小学校理科教育における生体解剖ではカラスガイやフナ・コイ、カエル、鶏や兔も対象とされた可能性があり、自然観察による知識は生命尊重の基礎になるという考え方があったと示されている。



## 神戸市における公報と広報紙の発行事務の変遷

岸本くるみ

### はじめに

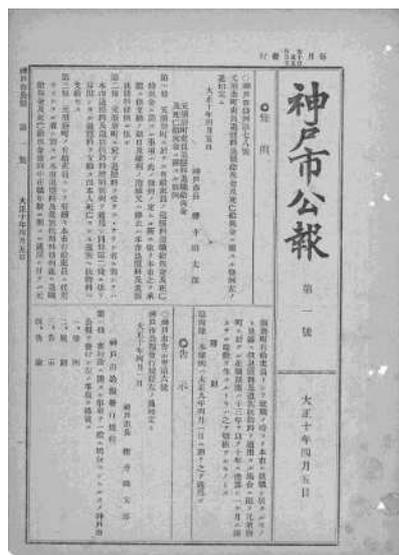
神戸市文書館(以下「文書館」とする)では、市政の基礎となる資料の電子化業務を行っている。PDF等のデジタルデータを作成・公開することで、資料情報へのアクセシビリティが高まり、利活用の可能性が広がる。また、閲覧時にデジタルデータを用いることで原本資料の使用頻度を抑えることができ、劣化抑止にもなる。

神戸市役所では、文書館が『神戸市公報』の1921(大正10)～1979(昭和54)年と1989(平成元)～2002(平成14)年を保管している。2023(令和5)年度は、そのうちの1921(大正10)～1970(昭和45)年まで47冊に加え、1951(昭和26)～1970(昭和45)年の広報紙『市政だより』3冊、計50冊の電子化を行った。対象資料の状態や内容を確認し、神戸市の基礎資料とは何かを検討するなかで、1936(昭和11)年に神戸市文書課公報係が発行した小冊子『神戸市の公報事務』を入手した。本稿では、神戸市における公報発行の解説書である本冊子を読み解き、神戸市の公報と広報の発行経緯についてまとめるものである。

### 1 神戸市公報の概要

桜井鉄太郎市長就任中の1921(大正10)年4月1日に「神戸市公報発行規程」【資料1】及び「神戸市公報発行手続」【資料2】が施行され、同年4月5日に神戸市は『神戸市公報』第1号【図1】を発行した。第二次世界大戦下

の1941(昭和16)年7月25日に発行した第721号をもって『神戸市公報』は一時廃刊し、以降は『神戸市民時報』と名称と内容を変更して発行された。『神戸市民時報』は、公報を引き継ぎながらも、防空や配給情報など戦時下の市民に向けた情報が主となった。周知徹底のため、当時は市の下部組織に位置づけられていた隣保町内会で回覧された<sup>1)</sup>。1945(昭和20)年11月4日の号外を最後に『神戸市民時報』は廃刊となり、同月15日から再び『神戸市公報』第1号が発行された。2024(令和6)年6月末時点での最新号は第3865号である。号数に含まれていない「号外」や「特別号」、年度をまたいだ際の重複(第576号)もあるため、発行号数はそれ以上にのぼる。



【図1】『神戸市公報』第1号  
(1921年4月5日発行)

## 2 「神戸市の公報事務」にみる公報の発行

### 2-1 紙面体裁と内容の変化

1936（昭和11）年、当時の文書課公報係が発行した『神戸市の広報事務』では、『神戸市公報』の発行事務についてまとめている。ここでは、この資料から『神戸市公報』の内容と発行についてみていく。

『神戸市公報』の紙面構成は、1921（大正10）年の創刊以降、国の刊行物である『官報』に倣ったものだった。しかし、1933（昭和8）年4月発行の第431号より紙面を一新し、写真や記事が掲載されるようになった【図2】。同冊子において、『神戸市公報』の内容は「公文」と「報道」の二つに区分され、『神戸市公報』の職能は「報道」として明示されている。

「公布されたる条例、規則等は言うに及ばず市政事務の百般に亘つての搭載」とし、公文の発信を前提に、市政報道部分を重視したい旨が書かれている。



【図2】『神戸市公報』第431号  
（1933年4月発行）

なお、1933（昭和8）年の変更は「官報式臭味を脱して、現社会の実状と時代の大勢に順応」させることを目指した改善と言及され、報道にあたる記事の配分が増えた。変更に至るまでには課題意識があったことも記され、「既往十五年間市政報道としての公報は没却していたと評している。

また、1936（昭和11）年4月からは市政報道の統一を図るため、商工課の『産業通信』や『電気局報』など独自に発行していた内容を『神戸市公報』に併合することになった。「神戸市公報発行規程」に定められた掲載事項である条例、規則、告示、告諭、訓令、公告、任命及辞令、彙報以外に、以下の項目が掲載事項として追加された。【表1】

【表1】『神戸市公報』の追加掲載事項

公聴事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・儀式</li> <li>・市吏員及嘱託員の改氏名又は死亡</li> <li>・その他公聴事項</li> </ul>
市会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会の日時及議事日程</li> <li>・議事の概要</li> <li>・特別委員の選任</li> <li>・委員会の開会日時及協議事項</li> </ul>
市参事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会の日時及議事日程</li> <li>・議事の概要</li> </ul>
市名誉職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市名誉職員の異動</li> <li>・市名誉職員の功勞表彰</li> </ul>
財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入出の現計</li> <li>・市債の現況</li> <li>・物件売買入札期日及要項</li> <li>・市税収納成績</li> <li>・その他財政事項</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・度量衡其他勸業に関する事項</li> <li>・公設市場並中央卸売市場商状</li> <li>・其他商工に関する事項</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及図書館の状況並諸調査</li> <li>・市立学校職員の異動</li> <li>・市立運動場状況調査</li> <li>・其他教育に関する事項</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介成績</li> <li>・宿泊所、公設食堂、保育所、救護院其他成績月報</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公設質屋の異動及貸付金額</li> <li>・その他社会事業に関する事項</li> </ul>
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染病発生数</li> <li>・衛生試験所の依頼試験成績表</li> <li>・市民病院、東山病院、療養所患者移動月報</li> <li>・屠場の屠殺数及金額月報</li> <li>・墓地及葬儀場使用月報</li> <li>・汚物汚水の処分状況</li> <li>・その他保健衛生に関する事項</li> </ul>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水の現状月報</li> <li>・上水道拡張工事進捗状況</li> <li>・断水日報速報</li> <li>・その他上水道に関する事項</li> </ul>
土木事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の障害箇所</li> <li>・道路工事状況</li> <li>・その他土木事業に関する事項</li> </ul>
港湾及運河	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾設備及運河月報</li> <li>・その他港湾及運河に関する事項</li> </ul>
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の企画、認定並実施</li> <li>・その他都市計画に関する事項</li> </ul>
観光事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客誘致宣伝状況</li> <li>・観光案内所月報</li> <li>・公園使用月報</li> <li>・その他観光事業に関する事項</li> </ul>
電気事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車、自動車運輸成績月報</li> <li>・電気供給事業成績</li> <li>・電車、自動車事故</li> <li>・電車及自動車内遺留品</li> <li>・軌道工事交通障害箇所</li> <li>・その他電気事業に関する事項</li> </ul>
雑事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区役所、その他関係各種協議会、委員会、講演会その他催物の開催日時及その要項</li> <li>・各種統計</li> <li>・市政に関する調査研究</li> <li>・異議申立及訴願訴訟</li> <li>・市政事務視察及調査報告</li> <li>・寄付受領</li> <li>・その他</li> </ul>

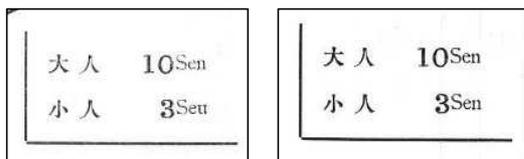
## 2-2 『神戸市公報』の発行事務

『神戸市公報』の発行事務は、1921（大正10）年発行の第1号から1931（昭和6）年発行の第373号までの11年間を庶務課が担当した。行政組織改正による区制実施と局部課統廃合によって庶務課が廃止となり、1931（昭和6）年9月5日発行の第374号以降は、新設された文書課が担当となった。前述の

登載事項の追加により、各所属が発行していた内容を集約するため、各所属から資料を集める業務が発生した。しかし当時文書課の公報係員は2名であったために「探訪する人員」を割けず、各局、部、課、所、<sup>かい</sup>廨<sup>2</sup>に公報報告主任を置くことになった。公報報告主任は「探訪の助成」と「公報事務の円滑なる運行」を職務とし、所属が提出する原稿のとりまとめや公報係員との連絡調整等、公報の内容充実への協力を行った。各課、区役所、病院等の施設に1名ずつ置かれ、1936（昭和11）年6月時点で公報係員2名と公報報告主任39名の計41名が神戸市公報事務を担っていたことになる。当時の文書課は主事（課長）1名、書記11名、書記補5名、雇員9名、嘱託6名の計32名であり、公報係員は書記の2名が担当していた<sup>3</sup>。これらの変更によって創刊時の訓令甲第四号「神戸市公報発行手続」は廃止された。公報報告主任の設置と、1933（昭和8）年の紙面一新によって変化した発行事務を定めた「神戸市公報発行事務取扱規程」【資料3】が1936（昭和11）年4月に施行された。その後、1970（昭和45）年の「神戸市広報広聴事務規程」【資料4】では「広報広聴活動の円滑な処理を図るため、局等に広報広聴主管者及び広報広聴主任を置く」<sup>4</sup>と定められ、公報報告主任は広報広聴主管者及び広報広聴主任と名前を変えた。現在も各課長及び係長がこれらの役を担っている。

『神戸市公報』は2003（平成15）年から電子媒体の発行が始まった。現在は神戸市HP上でPDFファイルを公開し、毎週火曜日にデータ追加・更新が行われ、紙媒体では発行されていない。

1936（昭和11）年時点では、創刊時と変わらず毎月3回（5、15、25日）発行していたため、各所属の入稿締め切りは発行日の4日前（2、12、22日）の午前中とされていた。これら「2の日」の午後に集まった原稿を文書課公報係員が編集し、決裁を経て庁内にある市営の印刷所に渡し、「ゲラ刷り」と呼ばれる校正刷りが作られた。そして、公報係でゲラ刷りを回覧し、誤字誤植を修正後、本印刷にかけられた。当時の紙面をよく見てみると、写植が90度または180度回転している箇所がみられる【図3】。当時の活版印刷では、「文選工の手で活字が一字一字拾われ」ていたことが想像できる。



【図3】諏訪山動物園の入場料金を記載した記事  
左：『神戸市公報』第512号（昭和10年4月15日）、  
右：同第514号（昭和10年5月5日）

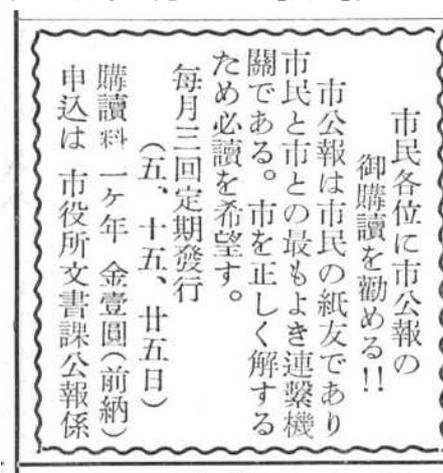
また、庁内での印刷については、「現在の如き印刷機は民業の業者はほとんどと言っている位に使用していない」ような古い機械が用いられ、印刷には長い時間を要していたという。発行能率向上のため、印刷機の新調が強く望まれていた。そのような苦勞がありながらも、『神戸市公報』は1936（昭和11）年当時、1号あたり2,200部を発行していた。内訳と配布先は以下のとおりである。

合計発行数	2,200部
有償配布	100部
予備及保存	200部
無償配布	1,900部

#### 配布先

- ・市、区会議員
- ・市会議員待遇者
- ・各種常設委員
- ・市内重なる（原文ママ）官公署
- ・全国重なる（原文ママ）市役所（交換）
- ・市内各新聞社
- ・町会及衛生組合、協議会
- ・青年団、在郷軍人会
- ・市政研究団体及諸団体
- ・市内各小学校及中学校
- ・本庁各課（168部）
- ・同上各廩（70部）
- ・電気局（300部）
- ・各区役所（51部）

有償配布は当初から直営で行われていた。実費をもって担当課に申し込む旨が1921（大正10）年6月15日発行の『神戸市公報』第8号の公告に掲載されている。販売価格は1部3銭、6カ月分50銭、1年分1円であった。「昭和八年四月市公報の内容を改善すると共に之が普及を図りおるも、現在に於いては購買約百名」と記載されていることから、より普及させる必要があると認識されていたようである。1934（昭和9）年の紙面には、購買を勧める記事が見られる【図4】。



【図4】公報の購買を勧める記事  
『神戸市公報』第486号

1935（昭和10）年10月時点での神戸市全人口は912,179人、198,018世帯<sup>5</sup>であった。人口から購買人数100人は少ないように見えるが、無償配布されている区役所や町内会で読むことができたため、購入が必要となるのは個人が手元で保存したい場合など、限られた場合であったと推察される。

### 3 広報紙の発行と変遷

#### 3-1 『市政だより』と広報広聴事務

1941（昭和16）年、戦時下の情報伝達を主目的として、『神戸市公報』に代わって『神戸市民時報』が発行された。発行開始時は「公文」が本文と同じ紙面に掲載されていたが、1942（昭和17）年5月1日発行の第26号から公文を号外に分けて掲載するように変更されたことがわかる。1945（昭和20）年の『神戸市公報』再刊以降も、引き続き、写真や記事が掲載されたが、1951（昭和26）年4月に紙面は再び大きく変更され、創刊時のような公文等を掲載する官報式に戻った。そして、同年4月に創刊した『市政だより』【図5】が写真や記事などの市政報道の要素を引き継ぐかたちで分岐したといえる。

文書館では『市政だより』1951（昭和26）年4月（第1）から1970（昭和45）年3月号までを保管している（欠号あり）。

『市政だより』の創刊については、1980（昭和55）年に当時の助役であった狩野学が「市政のあり方を広く市民にPRする目的をもって発行したものであり、「弘報課」が担当課であった」<sup>6</sup>と述べている。それによると、創刊当時「広報」という言葉は日本で普及しておらず、英語のパブリック・リレーション（PR）を公衆関係と直訳し、公衆に対するインフォメーション活動と理解されたうえ

で、「弘報」という訳語を用いられることが多かったという。神戸市弘報課は『市政だより』発行前年の1950（昭和25）年に新設された。その後、「弘報」は「旧体制下の情報活動のイメージとして重なるおそれがあるため」<sup>7</sup>に「広報」と変わっていったという。『市政だより』の第1号から題字横に設けられた「弘報板」の欄も、1952（昭和27）年6月1日発行の第29号から「広報板」と変更されている。神戸市の組織では、1952（昭和27）年に総務局行政課が広報・公聴を担当するようになった。以降は行政課文書係が市公報、同課広報係が広報・公聴の担当と分けられた。1963（昭和38）年の職制改正によって総務局から秘書室渉外広報課が新設され、広報係と公聴係が設置された。この時点までは「公聴」ではなく「公聴」の字が当てられていたことがわかる。1966（昭和41）年、新設された市民相談部の広報課・相談課に広報・広聴担当は引き継がれ、その後も変遷を経て、現在では市長室広報戦略部となっている。



【図5】『市政だより』創刊号  
（1951年4月10日発行）

なお、『市政だより』は1951(昭和26)年から1970(昭和45)年3月まで発行された。月2回発行から始まり、1952(昭和27)年7月1日発行の第31号から月1回となり、1959(昭和34)年9月発行の第116号から装丁を「もすこし、こざっぱりした形」<sup>8</sup>に一新してページ数を増やし年4~5回発行となった【図6】。しかし、1964(昭和39)年6月発行の第140号から装丁を以前のような新聞に似た形にもどして月1回発行となった。また、1968(昭和43)年頃からは特集号が増刊されるようになり、翌年4月から月2回発行となった。

1954(昭和29)年に発行された号には「回覧乞」「お読みになったらお隣へお返しください」などと記載され、『神戸市民時報』同様に地域の回覧として使用されていたことが推察される。その後、1961(昭和36)年7月20日発行の125



【図6】『市政だより』第116号  
(1959年9月20日発行)

号から全家庭配布に切り替えられた。当初の配布方法は不明だが、1968(昭和43)年5月号の時点では、神戸・朝日・毎日・読売・産経・日経・兵庫の各新聞に折り込んで配布されていたとい<sup>9</sup>、ここでの「全世帯配布」は新聞折り込みを指したと推察される。

### 3-2 広報紙と公開方法の変化

1970(昭和45)年3月に『市政だより』は廃刊し、替わって同年4月に広報紙『こうべ』【図7】が創刊された。同年4月1日発行の創刊号には、次のように伝えられた。

「神戸市政だより」としてみなさまにご愛読いただきてきました市の広報紙は紙面を一新し、題字も“こうべ”と改めました。一~二面は行政の解説や紹介、三~四面はみじか(原文ママ)な話題やお知らせにあてるとともに、読みやすく親しみや



【図7】『こうべ』創刊号  
(1970年4月1日発行)

すい紙面を目ざしています」(『こうべ』創刊号 1970年4月号)

『市政だより』に「各区だより」として掲載されていた区ごとの情報は、その後、区民版広報紙として発行されるようになった。文書館では『こうべ』以降の広報紙と区民版広報紙の縮刷版を1973(昭和48)年から2023(令和5)年3月分まで保管している(欠号あり)。

その後、『こうべ』は1994(平成6)年に『広報こうべ』と名称を変更し、2009(平成21)年に『広報紙 KOBE』となって現在に至る。

1995(平成7)年1月17日に発生した兵庫県南部地震、それによる阪神・淡路大震災で神戸市は大きな被害をうけた。『広報こうべ』は同年2月号から「地震災害対策特別号」となり神戸市災害対策本部から、市の復興計画や家庭の二次災害対策、生活相談窓口案内などの震災関連の情報が主であった。さらに、臨時の情報発信媒体として、神戸市災害対策本部が1枚物の印刷物『こうべ地震災害対策広報』【図8】を随時発行し

た。内容は同時期の『広報こうべ』と重なる部分もあるが、鉄道や海上の交通情報、義援金・見舞金の給付や仮設住宅への入居などの情報を端的に即時発信した様子が見てとれる。また、区民版広報紙も「地震災害対策広報」として各区から臨時号が発行され、被災による混乱の中で、行政と市民、地域コミュニティをつなぐ役割を果たした。

2024(令和6)年度現在も『広報紙 KOBE』は月1回の発行を続け、市HP上での公開と紙媒体の戸別配布を併せて行っている。この紙媒体の紙面は兵庫県の電子書籍ポータルサイト「HYOGO ebooks(ヒョウゴイーブックス)」内の「神戸市 e-books」<sup>10</sup>に公開されている。電子書籍版では、紙媒体の紙面と同じものをWeb上でページをめくって読むことができる。『広報紙 KOBE』の電子データ作成と公開は2015(平成27)年から始まっている。現在は市HP「広報紙 KOBE」のページ内にデジタル版「広報紙 KOBE オンライン」<sup>11</sup>【図9】Webページを作成し、内容を公開している。



【図8】『こうべ地震災害対策広報』第1号 (1995年1月25日発行)



【図9】「広報紙 KOBE オンライン」

オンライン版だけに掲載される記事もあり、カテゴリとハッシュタグによる検索機能、Google 翻訳での英訳も利用することができる。また、同 HP では各区役所「多言語版広報紙 KOBE」<sup>12</sup>として『広報紙 KOBE』の記事を再編集し、やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語の4つに翻訳し、PDF ファイルで掲載している。ほか、市立点字図書館では点字版と録音図書 (Digital Accessible Information System) の CD が作成されている。

## おわりに

現在、神戸市では『神戸市公報』、『広報紙 KOBE』を HP 上で公開しており、無料で閲覧、保存、印刷が可能である。市の HP は 1994 年 10 月開設<sup>13</sup>以降、コンテンツの充実を図っており、近年は公式 SNS なども活用してさまざまな方法で情報発信を行っている。広報紙という形式以外の情報発信も増え、スマートデバイスの普及も手伝い、デジタル情報を公開・利用する環境はより手軽になった。

紙媒体の広報紙が家のポストに届かなくなったことを想像すると、前述した 1933 (昭和 8) ~ 1936 (昭和 11) 年の『神戸市公報』の購買数が頭をよぎる。しかし、紙面という形がなくなっても、情報にアクセスする手段は多様化している。限られた発行数の紙媒体を地域内で回覧していた時代も途切れることなく、市から市民への情報発信は行われてきた。現在も、形式や手段を変えながらも続けられていると言えるだろう。

文書館では、紙媒体で発行されていた時期の『神戸市公報』および広報紙の電子化業務を継続的に進め、将来的には公開を目指している。

1941 (昭和 16) 年から 1945 (昭和 20) 年に発行された『神戸市民時報』については、号外を含む全 260 号分の電子化を 2023 (令和 5) 年度に完了した。

さらに、電子化で作成した PDF データをもとに、テキストデータ化も進めている。古い刊行物のため、OCR 対応は難しく、手作業での文字起こしを要する。これらのテキストデータは、将来 HP で公開・活用する際の、キーワード検索やバリアフリー対応をも見込んでいる。神戸市について調べたいと思ったとき、いつでも誰もが必要な資料にアクセスできる将来を描きながら、今後も神戸市政史にかかる資料の整理・公開を進めていきたい。

## 註

- 1) 岸本くるみ「『神戸市民時報』にみる防空活動と町内会隣保組織の実態」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第 28 号、2023 年
- 2) 神戸市役所では、給水・浄水場、病院、救護所、厚生寮、共同住宅、公設食堂、中央市場、墓地など、各局に所属する出張所以外の施設を指したとみられる。「各廨及出張所」や「局、部、区、課長、廨長」と表記される際に使用された。
- 3) 『神戸市職員録 附学校職員 昭和十一年七月一日現在』神戸市役所
- 4) 「神戸市広報広聴事務規程」訓令甲第 9 号、昭和 45 年 8 月 1 日、第 7 条
- 5) 『神戸市勢要覧』第 17 回、昭 11 至 15、神戸市編。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1277741>
- 6) 神戸都市問題研究所編『広報・広聴の理論と実践』勁草書房、1980 年。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/11932394>
- 7) 6) に同じ
- 8) 『市政だより』1959 (昭和 34) 年 9 月号
- 9) 『市政だより』1968 (昭和 43) 年 5 月号
- 10) 「神戸市 e-books」広報紙 KOBE (紙面版) <https://www.hyogo-ebooks.jp/municipality/kobe/>
- 11) 「広報紙 KOBE オンライン」神戸市 HP <https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/koho/kouhoushi/index.html>
- 12) 「多言語版広報紙 KOBE」神戸市 HP <https://www.city.kobe.lg.jp/a78534/kobepoper.html>
- 13) 『マンスリーきんき』4 月、1998 年、経済産業調査会近畿本部、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2882894>

# 神戸市内の防空壕調査

山本雅和<sup>1)</sup>

## 1. 調査の趣旨

本市では、第二次世界大戦（特に神戸大空襲）の戦争の記憶を風化させず、また当時の資料の散逸・滅失を防止するため、1998（平成10）年以降、戦争に関する物資料とともに、戦争の体験談や戦時中の写真等の戦災に関連する資料を継続的に収集してきている。

このたび、個人宅の敷地内にある防空壕に関する情報が「神戸新聞」に掲載された<sup>2)</sup>ことを契機として、戦時中の生活に深くかかわった防空壕の場所や記憶についての調査を実施し、次の世代に戦争の記録を残していけるよう、結果をとりまとめた。

2023（令和5）年10月23日には、この調査結果について市役所内記者クラブにおいて局会見を開催し、報告した。なお、防空壕等をはじめとして、戦災に関する資料や情報については、収集を継続している。情報をお持ちの方はぜひ行財政局総務課（当時：業務改革課）までお寄せいただきたい。

## 2. 調査の内容

戦争の記憶を受け継ぐため、ご自宅の地下や庭、敷地内、あるいは学校や公園などに現存、または存在した防空壕等についての情報を広く収集した（添付チラシ参照）。

その収集内容として、①防空壕に関すること（所在地・所有者・防空壕等のエピソード・保存状況・写真等の概要など）、②その他戦争の体験談を対象とした。

## 3. 調査の結果

- ・調査期間 2023（令和5）年  
2月21日（火）～3月31日（金）  
※調査期間終了後も随時受付継続
- ・情報受付件数 41件（うち3件重複）
- ・防空壕の件数 38件  
（うち現存 13件）  
（現存しない・不明 25件）
- ※うち1件は非公開につき公開件数は37件



表1 市内区別の防空壕調査数

所在地	小計	現存	現存しない	不明
東灘区	1	0	1	0
灘区	7	3	4	0
中央区	12	0	10	2
兵庫区	3	0	3	0
北区	1	0	1	0
長田区	1	1	0	0
須磨区	7	5	2	0
垂水区	5	3	2	0
西区	0	0	0	0
合計	37	12	23	2

表 2-1 今回調査対象とした防空壕一覧

● 現存
 ● 現存しない・不明
 ※概要・エピソードは、原則情報提供いただいた原文のまま掲載しています

No.	施設等名称	所在地	現在の状況	写真		概要・エピソード
1	甲南医療センター	東灘区鴨子が原	現在は残っていない			
2	成徳小学校	灘区備後町	現在は残っていない			
3	桜ヶ丘町の斜面	灘区桜ヶ丘町	現在は残っていない			
4	一王山町の斜面	灘区一王山町	現在は残っていない			
5	六甲台町の斜面	灘区六甲台町	現在は残っていない			
6	篠原北町の山林	灘区篠原北町	現在も残っている			旧軍の高射砲の弾薬庫
7	奥摩耶山林の斜面	灘区大石字長峰山	現在も残っている			
8	上野道沿いの斜面	灘区城の下通	現在も残っている			
9	八幡通付近	中央区八幡通	現在は残っていない			別紙参照
10	八幡通付近	中央区八幡通	現在は残っていない			
11	東遊園地	中央区加納町	現在は残っていない			
12	一宮神社	中央区山本通	現在は残っていない			1943～1944年頃、神社境内に防空壕を作りました。町内会会で広いものでした。 山本通1丁目は1945年6月5日の空襲で全て焼き尽くされました。 空襲後私はすぐ縁故疎開しました。家には父と中学1年生の姉がいました。焼夷弾が雨のように落ちてきて、家が燃え始めました。最初は父が水をかけて消しておりましたが、火の勢いが激しくなり、父から天神さんに逃げろと言われ、急いで毛布をかぶり道路を北隣の親友と急いで駆け上がりました。暫くして父も来て助かりました。 3月17日、6月5日の2回の空襲の際にもこの防空壕は利用しませんでした。 6月の空襲で防空壕に入っておれば弾と火で死んでいたと思います。 終戦後、1～2年後に埋め戻しました。防空壕の上に植えておりました樹は現在も元気に育っております。
13	北野町の林	中央区北野町	不明			
14	生田神社	中央区下山手通	現在は残っていない			
15	北野工房のまち	中央区中山手通	現在は残っていない			北校舎（木造・現在は残っていない）の下に防空壕のようなものがあって聞いています。校舎の軒下を子供が立って歩けるくらい掘っていたようです。
16	北野町の斜面	中央区北野町	不明			
17	神戸箕谷線トンネル内	中央区山本通	現在は残っていない			
18	神戸箕谷線トンネル南側の斜面	中央区山本通	現在は残っていない			
19	諏訪山公園	中央区山本通	現在は残っていない			
20	稲荷茶屋裏側の斜面	中央区神戸港地方	現在は残っていない			

表 2 - 2 今回調査対象とした防空壕一覧

■ 現存    ■ 現存しない・不明    ※概要・エピソードは、原則情報提供いただいた原文のまま掲載しています

No.	施設等名称	所在地	現在の状況	写真	概要・エピソード
21	民家	兵庫区多聞通	現在は残っていない		母親の実家で小学3年生（湊川小学校）まで住んでいました。1944年、小学3年生のときに集団疎開のため、兵庫県安師に疎開。実家をはなれましたが、その実家の庭に小さな防空壕を掘って必要なものを入れていたのを覚えています。 その後いろいろあって平野に住みましたが、今はバス通りになっている山手幹線？の平野ー五宮といった道にいくつか防空壕があって、空襲があるとその防空壕に避難しました。雪の日もあり防空頭巾をかぶって家から出たのを覚えています。
22	会下山小学校（旧川池小学校）	兵庫区上沢通	現在は残っていない		過去の資料に防空壕があったという記録が残っています。
23	福寿院夢野大師登り道	兵庫区清水町	現在は残っていない		清水町にある夢野大師への登り道の入口のすぐ左側に太平洋戦争中防空壕が掘られていました。私は中へ入ったことはないのですが、どれくらい奥行があるのかは知りません。 戦後10年くらい経って、入口は石とコンクリートでふさがれました。
24	民家	長田区平和台町	現在も残っている		父が1948年に購入。すでに防空壕は付属していました。庭にコンクリートで造られ、入口が南北に2か所西向きに造られ、天井部に約50cm四方の空気孔があります。築山でおおわれ、上に松の木、ヒマラヤ杉等が植樹され、日本庭園風に築かれています。 1955年頃、私の記憶では、周辺はまだ空襲で焼けた木造家屋の基礎があちこち残っていました。焼夷弾破片があちこち残っていました。
25	妙法寺池ノ谷の山林	須磨区妙法寺池ノ谷	現在も残っている		
26	秋の寺・北向八幡神社参道	須磨区妙法寺字宮ノ下	現在も残っている		
27	妙法寺南側の斜面	須磨区妙法寺毘沙門山	現在は残っていない		
28	白川の山林	須磨区白川	現在も残っている		

表 2-3 今回調査対象とした防空壕一覧

現存
現存しない・不明
※概要・エピソードは、原則情報提供いただいた原文のまま掲載しています

No.	施設等名称	所在地	現在の状況	写真	概要・エピソード
29	民家	須磨区大手町	現在も残っている		防空壕は、1935年に家建て直した時に、日露戦争に出征したおじいさんが、日本が強くなったら、大きな国と戦争するようになり、日本も攻撃されるかもしれないと、その時のために地下室を作り、コンクリートで固め、井戸も掘り、ひしゃくで水が汲めました。 もし前に（西側が出入口）爆弾を落とされたら出られないからと、南側のお店の方に抜ける小さな窓もありました。 3月17日、6月5日はお母さんは近所の消火に行きましたが、国民学校1年生の自分は、この中に隠れていました。
30	山陽電鉄東須磨駅南側付近	須磨区東町	現在は残っていない		
31	勝福寺	須磨区大手町	現在も残っている		
32	旧後藤邸	垂水区塩屋町	現在も残っている		
33	塩屋町の山林	垂水区塩屋町	現在は残っていない		
34	塩屋墓地付近の斜面	垂水区塩屋町	現在は残っていない		
35	民家	垂水区塩屋町	現在も残っている		家を購入して転入したところ、たまたま庭の片隅に防空壕が存在していました。元々大きな屋敷の敷地の一角であり、大人数が入れるほどの広さが現存しています。
36	東名荒神社付近の山林	垂水区名谷町	現在も残っている		
37	有馬温泉 銀水荘 光楽	北区有馬町	現在は残っていない		有馬町に空襲はなかったが、サイレンが鳴ることはあり、栄町地区の住民が利用していました。 奥行は6m程度あり（当時）、終戦後長い間あり、近所の方が保冷所代わりに使用していました。 現在は駐車場にするべく入口付近は崩られ、法枠工で固められています。

#### 4. 防空壕No.9~11 概要とエピソード

○No.9 八幡通付近(中央区八幡通)

○No.10 八幡通付近(中央区八幡通)

○No.11 東遊園地(中央区加納町)

ある時、父が玄関先の床をめくった。「もし空襲があればこの中に逃げ込むんだ！」と言った。いつの間に、こんな穴を掘ったのだろうか？穴は1m くらいの四角い形で、深さも1m くらいちょうど風呂桶くらいの大きさだった。僕はこの中に家族4人が入るとどんな状態になるのか、団子になった家族を想像した。

当時の私は5歳で、家は葺合区八幡通にあり、路地を隔てた南に小野八幡神社がある、掃き清めたきれいな庭が私の遊び場であった。現在の神戸市役所庁舎から東へ200m くらいの所である。それからどれくらい後だったか、その日の午後、空襲警報が鳴って壕に潜っていた私に隣保の人が「ここでは危ないから！」と近くの防空壕に行くように言われたので、あわてて壕を出た。辺りは薄暗く夕方だったと思う、母と自宅の西側を流れる小川の東側に沿った道を北に歩き、言われた防空壕に移動した。何も持たず身ひとつだった。

防空壕は大きく南北に20m ほど、入口の幅は10m ほどの半地下で、屋根は材木などで覆われ土などは乗っていなかった。すでにかなりの人が座っていて入口のところに座り込んだ。

どのくらい時間が過ぎたのか「ここでは危ない！」と大きな声が響き、防空等から慌てて出された、大人たちの慌てぶりからも危険が感じられた。壕の外は暗くてよく解らなかったが、小川にかかる小さな橋を渡り、トンネルのような横穴に入った。壕は土と岩のむきだしの壁で、ロウソクの火でかろうじて人の顔が見える状態だった。ムツとした気持ちの悪い状態で、立ったままかなりの時間が経過した。

後に母から聞かされた話では、私がぐずって、外に出るといって聞かなかつたらしい。外は危ないからと何度も言われたようだったが、少しの時間ということで外に出ることができた。外は真っ暗闇であったが、心地良い風の感覚は今も覚えている。闇空に光の塊が流れてゆっくりと落ちてきていて、「わあキレイ」と感じたが、後にこれは

照明弾で、それに高射砲だろうか、大きな音が連続して鳴っていた。まさに米軍機の空襲で焼夷弾が雨あられと降ってくる直前の状態だったのだろうと思う。

僕はすぐに壕に戻った。怖いという感覚は全く感じなかったが、この光景は80年近く経っても脳裏から離れない。戦争という状況をこの目で見た最初で最後の瞬間だった。

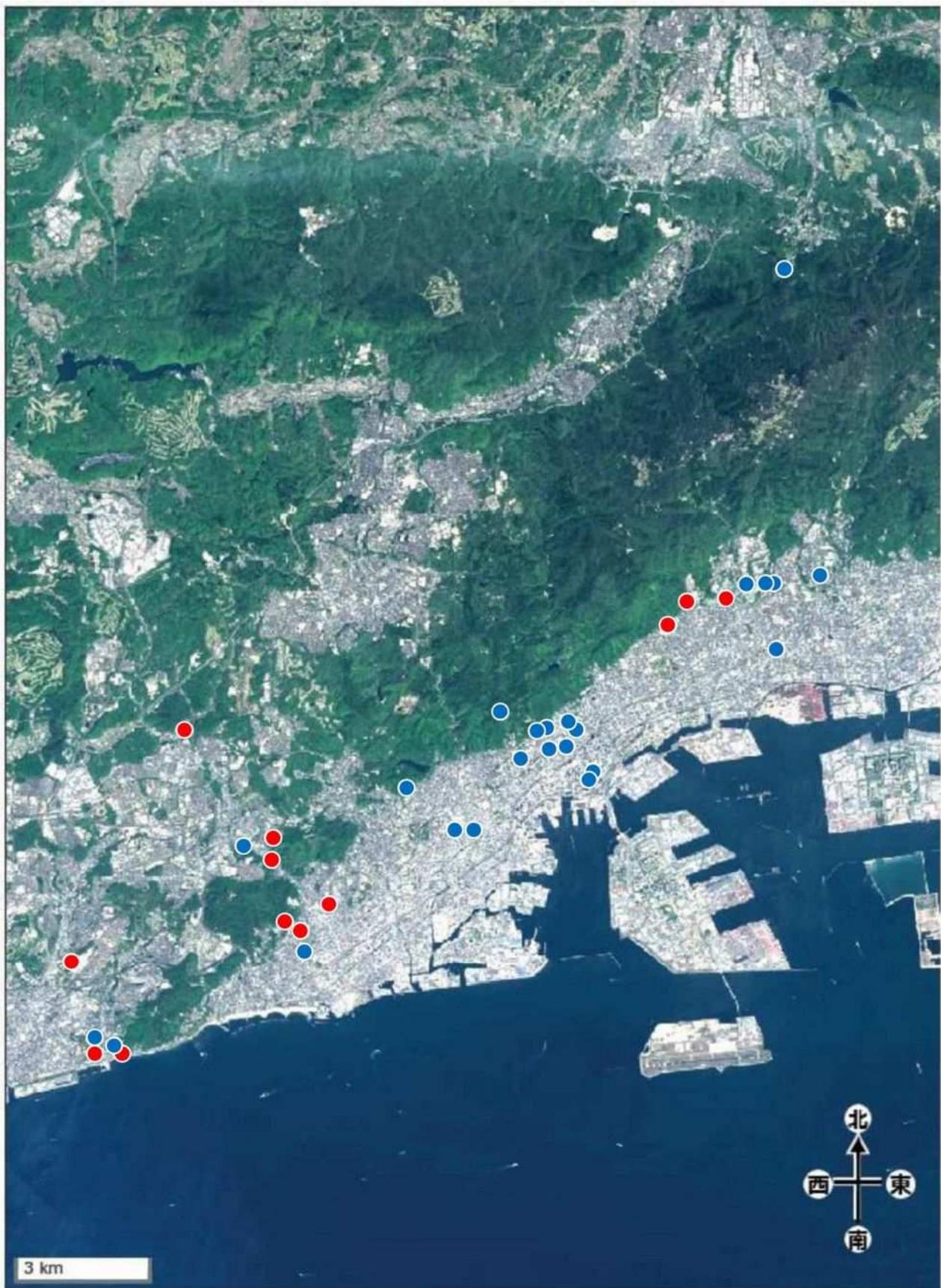
その後、どれくらい時間が過ぎたのか。大きな大人の声が出て、「外は焼け野原だ」と叫んで壕に入ってきた。「焼け野原」の意味が理解できなかったが、母は心配そうな小声で「家が焼かれてなくなった」と言ったが、僕は信じられなかった。家に帰りたいと言って聞かない僕を母は連れて帰り、「ここよ」と指で差した。その先にあったのは、灰に覆われてはいたが、形や大きさ、深さの感じから、父が掘った自宅の壕に違いを感じた。辺り一面は焼け野原であった。“3つ目の横穴防空壕”が命を救ってくれたのだった。だが、その後、“とてつもない飢え”が待っていようとは思わなかった。

あの命が助かった“防空壕”が何処にあったのか？自分の中で特定できないでいた。現在の東遊園地は市役所の南側にあるが、確かに東遊園地の位置だとはずっと記憶の底にあったが、現在の地形は平らになっていて盛り土になっていない。

記憶が正しいのかどうか、永年疑問が解けなかったが、『神戸闇市からの復興』（村上しほり著）に手がかりがあった。写真には当時の東遊園地には盛り土があり、これは旧生田川の名残の川の土手ではないか？現在のフラワーロードの東側に、戦災前にインド商社が立ち並んでいたという母の話と一致していた。高い土手とインド商社が続く見事なエキゾチックな街並み。写真に写る歩道上で2人のご婦人が立ち話をしているが、その場所こそが“3番目の防空壕”ではなかったか？

# 防空壕マップ

● 現存 (12件)    ● 現存しない・不明 (25件)



東灘区・灘区



中央区・兵庫区



長田区・須磨区・垂水区





の分布を推量するにはデータが足りない<sup>6)</sup>。今となつては、当時構築された防空壕の実数把握は困難な状況であるが、一方で、総数を知ることが主眼ではないとも言える。

例えば、『日本の空襲一六 近畿』<sup>7)</sup>によると、

- 「(増田製粉近傍の)壕」
- 「清盛塚近くの大輪田橋付近の防空壕」
- 「表の市電筋の歩道には、短い間隔で町会の壕があるが、(略)私方の庭の壕に両親と計四人で入る。」
- 「摩耶・六甲・高羽の国民学校に駐屯中の警備兵までがリュックサックを背に六甲山腹の横穴防空壕へ待避しきりとなり」
- 「神戸三の宮駅構内の地下壕」
- 「家の裏庭の防空壕へ入った」「私は兄と一緒に成徳小学校の方へ避難しました。(略)近くには防空壕もないため」
- 「松風町二丁目の町内会が作った五〇人ぐらい収容できる防空壕に避難していたが(略)自宅裏の検車区係員用の防空壕に緊急避難した。(略)いつもなら検車区係員専用の防空壕で「係員以外入室禁止」となっていたが、(略)松風町二丁目のいつも退避していた大壕も直撃弾を受け、五〇余人の避難者全部が死んだ。」
- 「家(灘区岩屋北町三丁目)を捨て、(略)母の手を引いて海へと逃げた。急な坂道をくたるとすぐ国道だ。そこにコンクリートで固めた防空壕があった。」

といった記述を確認でき、地域的な集中や偏在を指摘できる状況でないことが想像できるだろう。

さらに、神戸の市街地の大部分が当該「神戸大空襲」による被災地に相当する。戦災から

の復旧・復興が最優先されたことも、現状の防空壕の分布状況が発生した一因と考えられる。

また、阪神・淡路大震災による被災地の範囲にもあたり、その復旧・復興に邁進してきたことも、防空壕をはじめとする戦争関連施設の存在をこれまで注視する余裕がなく、保存(旧状維持)に至っていない経緯と想定される。

## ②防空壕の規模と構造

行政が奨励した「防空壕」の構築は、資材・人員不足によって進捗しなかつたうえに、焼夷弾投下というアメリカ軍の空襲攻撃に対しては、特に平野部における防御手段あるいは空襲から逃れる手段として有効に機能しなかつたと考えられている。

1937(昭和12)年に『防空法』が制定され、陸海軍が担わない灯火管制、消防、防毒、避難、救護等が国民の義務(=民防空)として位置づけられ、さらに、翌年には、内務省計画局が『国民防空の彙』を発行し、防空壕を「庭または空き地」に作るように指導する。

1940(昭和15)年には、内務省計画局が『防空壕構築指導要領』<sup>8)</sup>を発行する。これは太平洋戦争中に、初めて国の施策として制定された防空壕を構築するための指導書で、「家屋外空地ニ構築スル応急的待避施設タル防空壕ノ構築指導要領ヲ定メタル」ものである。空襲危害の防止に留意し、積極的な防護活動の便に配慮し、20人以下の小規模の防空壕の設置を推奨している。また、社団法人建築学会も『自家用簡易防空壕及待避所の築造要領』<sup>9)</sup>を発行し、「市民を防護する為に設けられる簡易な防護室の一種」と定義づけ、「公共用」と「家庭用」の別を明記しながら、「防空壕築造要領の普及徹底」が「緊要」であることを強調している。

1941(昭和16)年には『指導要領』が改正され、「防空の範囲の拡張」による偽装、防火、防弾、応急復旧、「退去の禁止」と「応急消火の義務」が追加され、事実上国民の全面的な退去禁止(制限)が明確化されることとなる。さらに、12月には、『国民防空訓』や『時局防空必携』が発行される。

1942(昭和17)年には、内務省防空局「防空待避施設指導要領」により、開放式の塹壕型防空壕の建設要求指令が発出される。

1943(昭和18)年には掩蓋式の塹壕型防空壕建設への変更を促し、1945(昭和19)年にはすべての住民に対する十分な防空壕の建設が『指導要領』により要請される。さらに、戦局の悪化、本土決戦に備え、「分散疎開、転換、防疫、非常用物資の配給」が追加される。

以上のように、戦況の悪化によって、防空壕の性質とその存在意義が刻々と変化していったことが窺える。

### ③現地調査の所見<sup>10)</sup>

再び、今回の防空壕調査の個別事例からみてみよう。高射砲台に伴った地下壕機能が推定されるNo.16を除いて、市内に現存する防空壕は、斜面の岩盤や地山を掘り抜いた素掘り防空壕と、コンクリート造の防空壕との、大別して2種類が残存していることとなる。

まず、前者では直径が約1.0~1.5m前後、



No. 7

断面形態が円形あるいは卵形に近いもので水平方向に彫り込まれたものが多い。No.7は幅1.2m、高さ約1.5m(底面は未確認)、奥行きが約3mとそれほど深くはなく、多くの人を収容できたとは思えない。最大収容は3名<sup>11)</sup>。岩盤からなる壁面には掘削の際のノミの痕跡が明瞭に残存している。

また、No.31では花崗岩系真砂岩を掘り込んだ入口を入ると、すぐに左右二股に分かれ、それぞれが緩やかな円弧を描きながら、幅1.0~1.2mを維持しつつ、奥行きはそれぞれ約4~5mまで続いている。高さが約1.8mあるため、空間的には余裕がある。あえて床面積を求めると、約10㎡となり、6~7名程度が収容できたと推定する。



No.31 内部

一方、コンクリート造の3基はそれぞれ相異なる特徴をもつ。No.24は庭の中央に築山風<sup>つきやま</sup>に仕上げられたもので、東西1.8×南北3.6×高さ1.4mの平天井の直方形の空間であり、4畳強の床面積をもつ。4名程度を収容できたと推定する。かつての木製扉の存在を想定する出入口が2ヶ所に設けられ、それぞれ数段の階段を伴う。現在は防災の観点から滞水状態で維持されている。天井高は自由な直立歩行には不

向きである。天井のほぼ中央には、内法 45 cm 四角の空気抜きあるいは明かり取りに供されたと思われる煙突状の施設が地上へ続く。『築造要領』「5.庭の築山の下に造る永久的防空壕」<sup>12)</sup>を基本的によく踏襲した設計・築造が想



No.24 入口部



No.24 内部



No.32 内部

定できる。

No.32 は山腹の斜面地に埋め込まれ、2つの空間と通路から構成される。最大の空間は 1.83×2.25×高さ 1.83mであり、蒲鉾形天井に仕上げられ、約3畳弱の床面積が確保されている。この空間では3名を収容できたか。鉄製扉枠が残る入口部分に接する空間も 1.5×1.9mの床面積を持ち、2名程度が収容可能か。内部通路は1m前後を維持し、地上へ続くと推定される階段室の入口部分にも腐朽した鉄扉枠が残っている。コンクリート打設方法<sup>13)</sup>等の防空壕構築の解明に向けた詳細な調査の実施が可能な事例となるであろう。

木造店舗と一体化したNo.29は1935(昭和10)年頃に建物の建築に合わせて設営されたと伝わる。現在は物置として使用され、幅 0.75 mの階段によって1階の勝手口へとつながる。床下で確保された空間は 3.5×1.75×高さ 1.7mの直方体で、床面積は約4畳となり、約4名を収容可能か。平天井直下の南壁・西壁には小窓が設けられる。また、床に設けられ、現在も十分な水位を維持する井戸(直径 0.6m)の存在が特筆できる。

以上、いくつかの現地調査例を簡単に紹介した。一方で、神戸空襲を記録する会による、米国戦略爆撃調査団(USSBS)のフィールドレポートからの「神戸の防空壕」<sup>14)</sup>についての紹介がある。これによると、今回報告する防空壕は、いずれも「a. 個人用」とされるタイプに相当し、比較的小型のものばかりであることが判る。アメリカ取材報告の神戸の「公共防空壕(シェルター)」の類例は、今回の調査事例中には該当するものがない。

神戸市が戦中から戦後にかけての時期に実施した道路事業をはじめとする、各年度の土木工事の概要には防空壕工事等へのかかわりを

垣間見ることができた<sup>15)</sup>。以下に略述する。大型とされる防空壕は行政主体によって築造され、また、埋め戻されたものが大半であったのかもしれない。ただし、詳細な工事内容の裏付けは現時点では取れていない。

1941 年度 防空壕工事

1942 年度 地上式、半地下式防空壕のほか、100トン、40トン及び1トン容量の貯水槽の新工事

1943・44 年度 防空壕工事は山腹をえぐる大型の横穴式へ

1945 年度 横穴式防空壕 58ヶ所、敲式貯水槽 50トン、100トン、150トン、200トンの大容量化

1946 年度 横穴式防空壕の埋め戻し工事  
※野崎通1丁目(葺合高校内)のほか 58ヶ所

1947 年度 横穴式防空壕の埋め戻し等

1948 年度 大倉山および北野天神東側の横穴式防空壕埋戻し工事

1949 年度 横穴式防空壕の埋戻し工事

以降の年度では、防空壕に関する記載が存在しなくなる。防空壕に関する工事は完了していったのであろうか。

#### ④文化財保護行政と「戦争遺跡」

文化財保護法では、1998(平成 10)年文化庁通知によって、地域にとって特に重要なものを「近現代遺跡」と呼称して、文化財として調査の対象として取り扱いきるとしてきた。そして、政治・軍事・生活に関わる分野の遺跡と位置づけて、2002(平成 14)～2005(平成 17)年に詳細調査を実施している<sup>16)</sup>。

文化財保護法の対象となる「近代遺跡」としての戦争に関連する「戦争遺跡」は、加害の軍

事施設が主となりがちで、防空壕等の被害の戦争遺跡は概して少ない<sup>17)</sup>という指摘がしばしばある。また、「負の遺産」としてのイメージが先行し、地域にとって重要な遺跡の活用に向けての意識の高さや動きは、現状ではまだまだ地域差が顕著であろう。

そうしたなかで、神戸市中央区の雲井遺跡第28次調査<sup>18)</sup>では、8基の防空壕跡が発掘調査によって確認され、記録保存された稀な例と言える。いずれも小型で、家庭用の防空壕と言えるもので、その形態的な特徴から、1類から3類に分類されている。なかでも、防空壕4・5・6がそれぞれ1m間隔で東西に一直線に並列する配置が、家屋間の路地部分と推定されている点は興味深い。また、芦屋市域では10例を超える報告例<sup>19)</sup>もある。

上述した川上氏、竹村氏の指摘によるまでもなく、私自身を含む埋蔵文化財発掘担当者の多くがこれまで経験してきたことであるが、近現代の攪乱坑(ゴミ穴)との見極め(区別)をせず、発掘調査を進めて、防空壕を認識しないまま、あえて発掘調査(記録保存)の対象とはしてこなかったこと<sup>20)</sup>にも起因すると考えられる。戦争遺跡として、「発掘調査現場で多く調査されている」とされた「防空壕」は「攪乱」と処理してきたケースも多い<sup>21)</sup>という指摘は的を射ている。

「戦争遺跡(戦跡)」は近代日本の侵略戦争とその遂行過程において、戦闘、事件などの加害者や被害者、あるいは反戦や抵抗に関わったモノで、日本の国内および国外で形成され、なおかつ現在まで残されてきた構造物、遺構などのことを指す<sup>22)</sup>。また、あえて「国防遺産」という呼称を用いて、現況と利活用の課題を指摘する向き<sup>23)</sup>もある。

『日本考古学』においても、「戦争遺跡研究の現状と課題」として小特集を掲載する<sup>24)</sup>など、

考古学的に問題意識は年々高まりつつあると認識できる<sup>25)</sup>。

最後に、まもなく戦後 80 年を迎える現代に生きる私たちは「防空壕」という言葉からどのようなイメージを浮かべるであろうか。そもそも戦争の記憶をどう引き継いでいかねばならないのか。突きつけられた課題は少なくない。

戦争遺跡に関しては、各地域の歴史を十分に認識したうえで、的確に調査を実施し、資料化し、後世に伝えるとともに、現代社会に還元・活用していくことこそが、第二次世界大戦をはじめとする戦争による悲劇を繰り返さない、平和な世界の恒久的な維持に少しでも貢献できるものと確信している。

#### 【註】

- 1) 防空壕のデータ収集・整理は行財政局業務改革課(現・総務課)において実施し、その結果についてHPに掲載している。  
[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/24969/20240201\\_boukuugutyousakekka.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/24969/20240201_boukuugutyousakekka.pdf)  
本報告では、HP データを再加工して再掲し、第5章を筆者が加筆した。
- 2) 2022(令和4)年9月12日付
- 3) 金井安子 2002 「防空壕」『しらべる戦争遺跡の事典』柏書房
- 4) 吉田裕監修 東京大空襲・戦災資料センター編 2022 『東京大空襲・戦災資料センター図録 いのちと平和のバトンを』
- 5) 佐々木和子「米軍資料にみる神戸大空襲」『神戸市文書館 HP』20240629 最終閲覧  
<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/60534/tokusyu-beigunshiryounimiru-kobedaikusyu.pdf>
- 6) 神戸市内のいくつかの防空壕の事例がすでに掲載・紹介されている。神戸平和マップをつくる会 2019 『神戸平和マップ 私たちの街にも戦争があった』
- 7) 君本昌久責任編集 1980 「神戸の空襲」

- 『日本の空襲—六 近畿』日本の空襲編集委員会
- 8) 財団法人大日本防空協会 1941 『防空壕構築指導要領』
  - 9) 社団法人建築学会 1940 『自家用簡易防空壕及待避所の築造要領』
  - 10) 現地調査にあたっては、所有者の皆さまには貴重なお時間を頂戴し、たいへんお世話になりました。ここに記して謝意を表します。また、資産活用課および垂水区地域協働課の協力を得ました。
  - 11) 「防空壕ノ敷地面積ハ概ネ一人當 1.5 平方米(約 0.45 坪)ヲ標準ト決定」と記載されている。以下、収容人数の表記はこれに準じる。『防空壕構築指導要領』1940
  - 12) 社団法人建築学会 1940 「5.庭の築山の下に造る永久的防空壕」『自家用簡易防空壕及待避所の築造要領』
  - 13) 岩本崇 2023 「考古学からみたアジア・太平洋戦争末期の航空基地の特質—旧海軍大社基地遺跡群の考古学的検討—」『日本考古学』第 57 号 一般社団法人日本考古学協会
  - 14) 佐々木和子・長志珠絵編 2024 「神戸の防空壕」神戸空襲を記録する会関係資料集6『<神戸空襲を記録する会>の戦災アーカイブ—草創期の活動とともに』
  - 15) 神戸市土木局道路部建設課 1962 『神戸の道路』神戸市
  - 16) 菊池実 2007 「戦争遺跡の問題点」『季刊考古学』第 100 号「特集 21 世紀の日本考古学」雄山閣
  - 17) 十菱駿武 2011 「戦争遺跡研究の現状と課題」『史学』第 80 巻第 2・3 号 三田史学会
  - 18) 川上厚志編 2010 『平成 20 年度雲井遺跡第 28 次発掘調査報告書』神戸市教育委員会
  - 19) a) 竹村忠洋 2009 「兵庫県芦屋市で発掘された防空壕跡」『考古学の視点 兵庫発信の考古学 間壁葎子先生喜寿記念論文集[献呈篇]』間壁葎子先生喜寿記念論文集刊行会

- b 竹村忠洋 2010 「芦屋市の戦争遺跡」  
『歴史と神戸』第49巻第6号(283)
- 20) 丸山潔・東喜代秀・松林宏典 1993 「狩口  
台遺跡」「平成2年度神戸市埋蔵文化財年報」  
神戸市教育委員会 コンクリート製防空壕が2  
基程度確認されたと記憶している。
- 21) 菊池実 2005 『近代日本の戦争遺跡 戦  
跡考古学の調査と研究』青木書店
- 22) 岡田昌彰 2008 「国防遺産の現況と可能  
性」『遺跡学研究』第5号 日本遺跡学会誌
- 23) 澤田秀実 2023 「小特集「戦争遺跡研究  
の現状と課題」の掲載にあたって」『日本考古  
学』第57号 一般社団法人日本考古学協会
- 24) 2024年2月11日(日)に島根大学にて、  
「戦争遺跡の保存と活用—文化資源としての  
戦争遺跡を考える—」が開催された。高田健  
一 2024 「シンポジウム「戦争遺跡の保存と  
活用」参加記」『考古学研究』第71巻第1号  
(281) 考古学研究会



## 戦前・戦中期の神戸市組織図

中村憲司

### 凡例と解説

神戸市の組織変遷（再編・新設）を辿ることは、その時々の中神戸市政の課題や施政方針を考えるうえで重要な手がかりを与えるものである。神戸市の組織変遷図としては、戦前を対象とした『新編神戸市史 行政編Ⅰ行政のしくみ』（第四章第二節、1995年）所載の「市機構変遷図」があり、戦後は谷口真澄氏による「戦後の神戸市の組織変遷について（第1稿）」（『神戸市史紀要 神戸の歴史』第28号、2023年）にて発表された。

前者は1889（明治22）年～1945（昭和20）年の局部課までを対象とするものの、抜粋した年度（明治22・24・25・40・43年、大正元・8・12年、昭和3・7・16・18・20年）のみを掲載する簡潔な内容である。後者は「時系列でみる神戸市の組織変遷図」において、1944（昭和19）年から2023（令和5）年までの毎年の局の変遷を示しているが、現状では、戦前・戦中期の神戸市役所の組織構成を簡便に知ることができない。そこで本稿では各年度別に神戸市役所の組織を一覧化し、市組織の体制や変遷の研究に寄与することを目指した。

### ①付表の凡例

本組織図の作成にあたり留意した点を述べる。本組織図は1904（明治37）年から1945（昭和20）年までの時系列において、神戸市の組織変遷を図表化したものである。神戸市組織は局・部の下に課・係を置く構成をとる。

そこで、局部課について同じ年に存在した組織を一行にまとめ、同一組織をなるべく同一行に配置した。組織の並びについては、大規模な統廃合が行われた1941（昭和16）年の直前、1940（昭和15）年の『神戸市職員録』に基づいて配列し、特に区役所は最下段に固定した。なお、同年以外は余白を減らすための便宜的な順序としたため、関連のない組織を同一行に配置した箇所もある。

多数の部課を統合した場合、上部組織を括弧書きした上で分割して記載した。また、係のうち内局を継承する秘書係と、会計課を継承した出納係は、それぞれが局と課につながるという点を考慮して付表に記載した。

### ②作図の基本資料

本表作成の軸としたのは神戸市文書館所蔵の『神戸市事務報告書』であり、これは毎年10月から12月頃を起点として1年間の行政事務の成果を記載した冊子本である。市制第132条又は第133条第3項に基づいて神戸市長が予算表・財産明細表を附して毎年作成し、神戸市会へ提出した。その内容は組織別に吏員増減・歳入出、主な事業成果などを掲載して、年度によっては市有財産表も併記したもので、市会における予算審議の参考資料となった。神戸市文書館で1904（明治37）年～1923（大正12）年、及び同15年～昭和20年までの冊子を所蔵・公開する。同報告書の誤字は『神戸市職員録』によって修正した。

補完に用いた『神戸市職員録』は毎年下半期

に神戸市が作成した職員名簿であり、各組織別に職員名と役職を詳記する。神戸市文書館では、昭和 21 年以前は昭和 2・4～5・7・9・10・12～17・19・21 年を収蔵する。『神戸市職員録』の発行開始年は確認できていないが、国立国会図書館デジタルアーカイブで公開されている大正元年（1912）のものが、最も古い神戸市の職員録とみられる。

ただし、上記 2 資料は編纂時点の状況を示すことに主眼があり、ある組織が既存の局部課を改編したものか、あるいは新設したものかを明示しない。この場合に参考となるのが神戸市の訓令である「神戸市役所処務規程」である。神戸市が発行した大正 10 年（1921）4 月 5 日の第 1 号に始まる『神戸市公報』、及び昭和 16 年から同 20 年までの『神戸市民時報』には、「神戸市役所処務規程」の改正を掲載するため、上記 2 資料にない組織変遷を補うことができる。しかし、必ずしも全ての規程改正を網羅するわけではなかったようである。その場合に本稿では、後述するように組織機構の名称を継承関係の指標とみなして作図した。

1904 (明治37)	1905 (明治38)	1906 (明治39)	1907 (明治40)	1908 (明治41)	1909 (明治42)	1910 (明治43)	1911 (明治44)	1912 (大正元)	1913 (大正2)	1914 (大正3)	1915 (大正4)
内局	内局	内局	内局	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係
庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課							
財務課	財務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課
出納課	出納課	會計課	會計課	出納係	出納係	出納係	出納係	出納係	出納係	出納係	出納係
教育課	教育課	教育課	教育課	教育課							
衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課							
戸籍課	戸籍課	戸籍課	戸籍課	戸籍課							
土木課	土木課	土木課	土木課	土木課							
		給水課	給水課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課
								水道拡張部	水道拡張部	水道拡張部	水道拡張部

1916 (大正5)	1917 (大正6)	1918 (大正7)	1919 (大正8)	1920 (大正9)	1921 (大正10)	1922 (大正11)	1923 (大正12)	1924 (大正13)	1925 (大正14)	1926 (昭和元)	1927 (昭和2)
秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書係	秘書課	秘書課	秘書課	秘書課	秘書課
				監査係	監査係	監査係	監査課				
							會計課	會計課	會計課	會計課	會計課
庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課
稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課	稅務課
出納係	出納係	出納係	出納課	出納課	出納課	出納課	經理課	經理課	經理課	經理課	經理課
教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課
			救済係	社会課	社会課	社会課	社会課	社会課	社会課	社会課	社会課
衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課
			商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課
戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課	戶籍課
土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課	土木課
			都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部	都市計畫部
水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課
							營繕課	營繕課	營繕課	營繕課	營繕課
水道擴張部	水道擴張部	水道擴張部	水道擴張部				港湾部	港湾部	港湾部	港湾部	港湾部
	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局	電氣局 總務科 庶務課 調査課 電灯科 電車科 電氣科 會計課 電氣事業擴張部

1928 (昭和3)	1929 (昭和4)	1930 (昭和5)	1931 (昭和6)	1932 (昭和7)	1933 (昭和8)	1934 (昭和9)
秘書課	秘書課	秘書課	秘書課	秘書課	秘書課	秘書課
会計課	会計課	会計課	会計課	会計課	会計課	会計課
庶務課	庶務課	庶務課	文書課	文書課	文書課	文書課
税務課	税務課	税務課	財務課	財務課	財務課	財務課
經理課	經理課	經理課	經理課	經理課	經理課	經理課
教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課	教育課
社会課	社会課	社会課	社会課	社会課	社会課	社会課
衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課
商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課	商工課
						観光課
戸籍課	戸籍課	戸籍課	戸籍課			
土木課	土木課	土木課	土木部 庶務課 土木課 港湾課 都市計画課	土木部 庶務課 土木課 港湾課 都市計画課	土木部 庶務課 土木課 港湾課 都市計画課	土木部 庶務課 土木課 港湾課 都市計画課
都市計画部	都市計画部	都市計画部				
水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課	水道課
営繕課	営繕課	営繕課	営繕課	営繕課	営繕課	営繕課
港湾部	港湾部	港湾部				
電氣局 庶務課 經理課 会計課 電車部 電氣部	電氣局 庶務課 經理課 会計課 電車部 電氣部	電氣局 庶務課 經理課 会計課 電車部 電氣部	電氣局 庶務課 經理課 運輸課 工務課 営業課 電氣課	電氣局 庶務課 經理課 会計課 運輸課 工務課 営業課 電氣課	電氣局 (前後と同じカ)	電氣局 庶務課 經理課 会計課 運輸課 工務課 営業課 電氣課
			区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 湊西 林田 須磨	区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 湊西 林田 須磨	区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 兵庫 林田 須磨	区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 兵庫 林田 須磨



1942 (昭和17)	1943 (昭和18)	1944 (昭和19)	1945 (昭和20)
秘書課	秘書課	市長公房 秘書課 企画課	秘書課
人事課	人事課 (総務部)	人事課 (市長公房)	人事課
監査課	考査部 第一・二課	考査課 (市長公房)	
調査室	企画部 企画課 統計課		
会計課	会計課	会計課 (市長公房)	会計課
総務局 総務課 振興課 文化課 統計課 区政課	総務部 文書課 (人事課)	総務局 文書課 教務課 学務課 錬成課 援護課 振興課 商工課	総務局 区政課 審議課 学務課
財務局 総務課 財源課 經理課 建築課 用地課	財務局 総務課 稅務課 經理課 建築課 用地課	財務課 (市長公房)	理財局 財務課 財産課 經理課
		經理課 (市長公房)	
教育局 総務課 学務課 青年教育課 体錬課	教育局 総務課 学務課 錬成課 教導課		
		市会書記室	市会書記室
厚生局 総務課 保護課 福利課 保健課 予防課 清掃課	厚生局 総務課 援護課 福利課 保健課 作業課	厚生局 総務課 福利課 保健課 市民病院	厚生局 援護課 福利課 健民課 市民病院 作業課
防衛局 総務課 施設課 防火改修課 軍事課	防衛本部 計画課 指導課	防衛本部 計画課 指導課	復興本部 (11月新設) 庶務課 企画課
		食糧増産部 農事課 作業課	
経済局 総務課 産業課 配給課 市場課 中央卸売市場	経済局 農事課 振興課 商工課 配給課 中央卸売市場	物資配給部 配給課 中央卸売市場	経済局 中央卸売市場 配給課 増産課 商工課
港都局 総務課 港湾課 道路課 工営課 山地課	港都局 総務課 港湾課 道路課 工営課 緑地課	港都局 総務課 土木課 緑地課 建築課 用地課 港務所 管理課 施設課	港都局 総務課 土木課 建築課
	技監室		
水道局 総務課 業務課 給水局 技術課 下水課	水道局 総務課 業務課 給水局 技術課	水道局 総務課 給水課 技術課	水道部 業務課 給水課
交通局 総務課 厚生課 經理課 会計課 運輸部 技術部	交通局 総務課 勞務課 經理課 会計課 運輸部 技術部	交通局 総務課 勞務課 会計課 業務課 運輸課 車両課 工務課 電気課	交通局 総務課 勞務課 会計課 整備課 業務部
区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 兵庫 林田 須磨	区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 兵庫 林田 須磨	区役所 灘 葺合 神戸 湊東 湊 兵庫 林田 須磨	区役所 灘 葺合 生田 兵庫 長田 須磨

神戸市史「紀要」神戸の歴史」第二十九号

二〇二四（令和六）年七月二十六日発行

編集発行者 神戸市文書館

〒六五二-〇〇五六 神戸市中央区熊内町一-八-一二

電話 (〇七八)三三二-三四三七

FAX (〇七八)三三二-三三四〇

MAIL [bunshokan@office.city.kobe.lg.jp](mailto:bunshokan@office.city.kobe.lg.jp)